

医療関係機関等から発生する
廃棄物の処理について

《 令和 5 年 10 月 》

横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課

はじめに

我が国における廃棄物の処理を取り巻く状況は、依然として毎年新たな不法投棄をはじめとする不適正処理が報告されていること、廃棄物の排出量は高水準で推移している一方で、最終処分場の残容量は逼迫していることなど、現在及び将来における適正処理の確保や産業廃棄物処理全般に対する安全性、信頼性の確保が急がれています。

こうした状況下にあって、環境汚染や環境破壊の進行を抑止し、生活環境の保全を確保するために新たな社会経済システムの構築が叫ばれ、平成13年には資源の循環的利用について「循環型社会形成推進基本法」が完全施行され、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法などの各種リサイクル法が整備されました。

一方、廃棄物の排出や処理等について規定している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、これまでも改正されてきましたが、令和2年4月から施行された改正法では、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上（PCB廃棄物を除く。）の事業場を設置する事業者に電子マニフェストの使用が義務付けられました。

有害物質対策についても、長期にわたって保管を余儀なくされたPCB廃棄物の処理を進めるため、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、平成17年11月より処理事業が始まり、令和9年3月までに全ての処理が終了することとなっています。

本冊子は、令和5年に改訂された「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や廃棄物処理に関する最新の法令等を整理し、本市の指導を含めてまとめたもので、医療廃棄物の適正処理について関係事業者の方々のために分かりやすく解説したものです。

今後の医療関係機関における廃棄物処理の手引きとして御活用していただければ幸いです。

令和5年10月

目 次

1	目的	1
2	廃棄物の定義	1
3	廃棄物の分類	1
3.1	廃棄物の区分	1
3.2	一般廃棄物	1
3.3	特別管理一般廃棄物	1
3.4	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物	2
4	感染性廃棄物について	5
4.1	感染性廃棄物の種類と例	5
4.2	感染性廃棄物の判断基準	6
4.3	国際的に脅威となる感染症について	6
5	排出事業者の責務	8
5.1	事業者の責務	8
5.2	特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の責務	9
5.2.1	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	9
5.2.2	特別管理産業廃棄物管理責任者の役割	9
5.2.3	特別管理産業廃棄物管理責任者の届出	9
5.2.4	帳簿の記載	10
6	院内における処理	11
6.1	病院等の院内における処理行程	11
6.2	院内保管・処理に係る基準	12
6.2.1	梱包	12
6.2.2	表示	13
6.2.3	保管	13
6.2.4	施設内中間処理	15
6.2.5	運搬	15
7	委託処理	16
7.1	産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準	16
7.1.1	産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者	16
7.1.2	委託契約書	18
7.1.3	再委託の承諾に係る書類の保管義務	20
7.2	特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準	20
7.2.1	特別管理産業廃棄物の処理を委託できる者	20
7.2.2	処理業者等への事前の文書通知	20
7.2.3	委託契約書	20
7.2.4	再委託の承諾に係る書類の保管義務	20
8	産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度	21
8.1	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の流れ(例)	21
8.2	管理票の交付	22
8.3	運搬受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等	23
8.4	処分受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等	24
8.5	処分受託者(中間処理業者)の最終処分終了に係る記載事項及び管理票交付者への送付等	25
8.6	管理票交付者の報告	25
8.7	管理票交付者が講ずべき措置	26
8.8	電子情報処理組織の使用(電子マニフェスト)	26
9	管理体制の構築	28
9.1	処理計画の作成(当冊子資料参照)	28
9.2	管理規程の作成(当冊子資料参照)	28
9.3	院内における周知	28
10	多量排出事業者の処理計画等の作成義務	29

10.1	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画の作成	29
10.2	処理計画の実施状況の報告	29
10.3	計画及び実施状況の公表	29
11	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保有している事業者の方へ	30
11.1	PCB特措法について	30
11.2	PCB廃棄物の種類、保管基準等について	30
11.3	譲渡し及び譲受けの制限（PCB特措法第17条、同規則第26条）	30
11.4	PCB特措法に基づく届出について	30
11.5	横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づく届出	322
11.6	低濃度PCB廃棄物の処理施設について	32
12	廃棄物の投棄禁止	33
13	廃棄物の焼却禁止	33
14	報告徴収	33
15	立入検査	33
16	主な罰則	34
16.1	廃棄物処理法	34
16.2	PCB特別措置法	36
17	横浜市が処分する産業廃棄物	37
18	事業系一般廃棄物について	39
18.1	事業系一般廃棄物の処理フロー	39
18.1.1	横浜市の施設で処分する場合	39
18.2	事業者の責務（市条例第4条）	39
18.3	大規模建築物の所有者等の責務	39
18.3.1	事業用大規模建築物（市規則第6条）	39
18.3.2	大規模建築物の所有者の義務（市条例第18条第1項）	39
18.3.3	大規模建築物の占有者（市条例第18条第2項）	39
18.3.4	大規模建築物の建築者の責務（市条例第31条、第32条）	39
18.4	事業系一般廃棄物管理票（市条例第37条）	40
18.5	事業系ごみのルール違反に対する罰則（市条例第25条の3、第25条の3の3、第25条の3の4、第53条第3項）	40
19	問合せ先	41
19.1	横浜市	41
19.2	国（環境省）	42
19.3	神奈川県内行政機関	42
19.4	その他の団体	42

資料

廃棄物管理規程（例） 感染性廃棄物等処理計画（例）
産業廃棄物処理委託標準契約書（例）及び廃棄物データシート（WDS）

届出・報告様式

産業廃棄物管理票（様式第二号の十五）
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）
措置内容等報告書・紙マニフェスト用（様式第四号）
措置内容等報告書・電子マニフェスト用（様式第五号）
産業廃棄物排出事業所届出書（第44号様式）
産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書（第45号様式）
産業廃棄物排出状況報告書（第46号様式）

凡例

法・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
令・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
規・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
市条例・・・ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
市規則・・・ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

1 目的

「法」は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。(法第1条)

2 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきであるとされています。

また、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く、固形状から液状に至る全てのものを含みます。

なお、次のものは「法」の対象から除かれています。

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

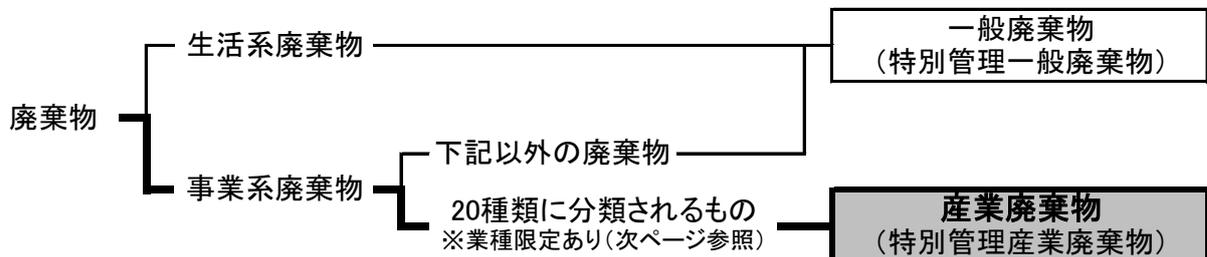
3 廃棄物の分類

3.1 廃棄物の区分

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。法では、産業廃棄物が定義されており、産業廃棄物以外は一般廃棄物として定められています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち 20 種類の廃棄物及び国外で発生して輸入された廃棄物をいいます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物が定められています。



3.2 一般廃棄物

一般廃棄物とは、**産業廃棄物以外の廃棄物**で、医療関係機関等では不要になった紙やダンボール、廃木材、茶がら等の厨房ごみ、飲食店や従業員食堂から出る残飯、厨芥類などが該当します。また、一般家庭から発生する廃棄物（生活系廃棄物）も全て一般廃棄物に該当します。

3.3 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

医療関係機関等から発生する特別管理一般廃棄物の例として、血液等の付着したリネン類、ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ、布おむつ等の感染性一般廃棄物があります。

3.4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物

産業廃棄物は表1-1に、特別管理産業廃棄物は表1-2に掲げる種類をいいます。(法第2条第4項、法第2条第5項、令第2条、令第2条の4)

表1-1 産業廃棄物の種類

種類		具体例	
1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰等	
2	汚泥	廃薬品類、排水処理汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く)等	
3	廃油	食用廃油、機械廃油、潤滑油、絶縁油等	
4	廃酸	レントゲン定着廃液、ホルマリン、廃硫酸等、すべての酸性廃液	
5	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、廃ソーダ液、金属石けん廃液等、すべてのアルカリ性廃液	
6	廃プラスチック類	X線フィルム、点滴パック、合成樹脂製の器具、ペットボトル等	
7	ゴムくず	天然ゴム製のディスプレイ手袋、器具類等	
8	金属くず	注射針(非感染性)、廃金属機器類、空き缶等	
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、薬品ビン、石膏、陶磁器くず、空き瓶等	
10	鉱さい	高炉等の残さい、鋳物廃砂、不良石炭等	
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等	
12	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は産業廃棄物(動植物性残さ、動物系固形不要物を除く。)の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの	
業種限定(A)・品目限定(B)のある産業廃棄物	13 紙くず	A	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るものから生じる紙くず
		B	ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	A	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るものから生じる木くず
		B	貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの並びにPCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	A	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものから生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維
		B	PCBが染み込んだもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等)
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物。
	18	動物のふん尿	畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む。
	19	動物の死体	畜産農業に係るものに限る。
20	施行令第2条第13号に定めるもの	1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物等)	

表 1-2 特別管理産業廃棄物の種類

種類	性状等	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（キシレン等の有機溶剤など）	
廃酸	pH 2.0 以下の廃酸	
廃アルカリ	pH 12.5 以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療関係機関等 ^{※1} から生ずる血液及び血液等が付着した使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、木くず及び繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類及び金属くず、PCBが付着した陶磁器くず及びがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃水銀等	特定の施設 ^{※2} から生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿 石綿含有保温材、断熱材及び耐火被覆材並びにその除去工事から排出されるプラスチックシート類等
		大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿等
	法令で定められた施設又は定められた施設を設置する事業場から生じたもの及びこれらを処分するために処理したもので、下記の有害物質が「特定有害産業廃棄物の判定基準」に適合しないもの	
	銻さい	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン
	ばいじん、燃え殻	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジクロロベンゼン、ダイキシン類
	廃油（廃溶剤）	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジクロロベンゼン
汚泥 廃酸 廃アルカリ	水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チオラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジクロロベンゼン、ダイキシン類	
燃え殻、ばいじん、汚泥	ダイオキシン類（廃棄物焼却施設である特定施設から生じたもの）	

※1 医療関係機関等とは、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び医学・歯学・薬学・獣医学などに係る試験研究機関をいいます。なお、診療所には、保健所、血液センター等を含みます。

※2 次の施設において生じた廃水銀等であって、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除くものが該当する。
 ①水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
 ②水銀使用製品の製造の用に供する施設 ③灯台の回転装置が備え付けられた施設 ④水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設 ⑤国又は地方公共団体の試験研究機関 ⑥大学及びその附属試験研究機関
 ⑦学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ⑧農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ⑨保健所 ⑩検疫所 ⑪動物検疫所 ⑫植物防疫所 ⑬家畜保健衛生所 ⑭検査業に属する施設 ⑮商品検査業に属する施設 ⑯臨床検査業に属する施設 ⑰犯罪鑑識施設

●石綿含有産業廃棄物（法第 12 条第 1 項、令第 6 条第 1 項第 1 号ロ、規第 7 条の 2 の 3）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）が石綿含有産業廃棄物として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

●水銀使用製品産業廃棄物（法第 12 条第 1 項、令第 6 条第 1 項第 1 号ロ、規第 7 条の 2 の 4）

次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものが水銀使用製品産業廃棄物として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

- ① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち以下に掲げるもの。

種類	備考
電池	水銀電池、空気亜鉛電池
スイッチ及びリレー	水銀が目視で確認できるものに限る。
ランプ	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）、HID ランプ（高輝度放電ランプ）、放電ランプ
農薬	
気圧計	
湿度計	
圧力計	液柱形圧力計、真空計、ダイヤフラム式弾性圧力計・圧力伝送器、
温度計など	ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計
水銀式血圧計	
温度定点セル	
顔料	
ボイラ	二流体サイクルに用いられるものに限る。
灯台の回転装置	
水銀トリム・ヒール調整装置	
放電管	
水銀抵抗原器	
測定器など	差圧式流量計、傾斜計、周波数標準機、参照電極、握力計、水銀等ガス発生器、滴下水銀電極、水銀圧力法測定装置、ガス分析計、容積形力計
医薬品	
水銀等の製剤	水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤

- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

※以下のものを除く。

- ・スイッチ及びリレー、ランプ、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機を材料又は部品として用いて製造されるもの
- ・顔料が塗布されたもの

ただし、上記の場合でも、部品として用いられている水銀使用製品が容易に取り外せる場合は取り外し、取り外したものを水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

例：補聴器から取り外した水銀電池は水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

ディーゼルエンジンから取り外したガラス製温度計は水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物が使用されていることが表示されている水銀使用製品

●水銀含有ばいじん等（法第 12 条第 1 項、令第 6 条第 1 項第 2 号ホ）

ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀又はその化合物中の水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリのうち、水銀又はその化合物中の水銀を 15mg/L を超えて含有するもの（廃水銀等及び水銀を含む特別管理産業廃棄物を除く。）が水銀含有ばいじん等として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

●指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）（法第 16 条の 3、令第 15 条）

指定有害廃棄物とは、硫酸ピッチ(廃硫酸と廃炭化水素油の混合物であって、著しい腐食性を有するもので、pH2.0 以下のもの)をいい、人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として、何人も指定された方法による場合を除き、保管、収集、運搬又は処分することが法令により禁止されています

4 感染性廃棄物について

4.1 感染性廃棄物の種類と例

感染性廃棄物の種類と例を表 2 に示します。表 2 のとおり、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、感染性病原体を含む又はそのおそれがあり、医療関係機関等から発生した場合、それぞれ感染性産業廃棄物、感染性一般廃棄物になります。

なお、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の各々について、別の形態、方式で処理を行う場合は必ず分別しなければなりません。感染事故のおそれがある場合など、分別が困難な場合には、感染性産業廃棄物として併せて処理することができます。

横浜市の工場では感染性一廃棄物の受け入れは行っておりません。感染性産業廃棄物と併せて処理してください。

表 2 感染性廃棄物の種類と具体例

観点	廃棄物の種類	感染性 産業 廃棄物の例 医療関係機関等から発生し、 感染性病原体を含む又はそのおそれのある 表 1-1 の 1~12 の廃棄物	感染性 一般 廃棄物の例 医療関係機関等から発生し、 感染性病原体を含む又はそのおそれのある 表 1-1 の 1~12 以外の廃棄物
形状	1 血液等	血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）	
	2 手術等に伴って発生する病理廃棄物		臓器、組織、皮膚等 (ホルマリン固定臓器等分離物を含む)
	3 血液等が付着した鋭利なもの	注射針、注射針が付いている注射筒、メス、破損したガラスくず等 (試験管、シャーレ、アンプル・バイアル等)	
	4 病原体に関連した試験、検査等に用いたもの	実験、検査等に使用したシャーレ、ガラスくず、培養液等	実験、検査等に使用した培地・実験動物の死体等
感染性の種類	5 感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室で治療、検査等に使用され排出されたもの	医療器材、注射器、カテーテル、透析等回路、点滴セット、手袋、血液バッグ等	リネン類、ガーゼ、脱脂綿等、紙おむつ・布おむつ（特定の感染症に係るものに限る）、標本等
	6 感染症法の一類～三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療検査等に使用された後に排出されたもの	同上	同上
	7 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）	同上	同上

4.2 感染性廃棄物の判断基準

- ・ 感染性廃棄物の該否の判断は、次頁の判断フローのように「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から客観的に判断することを基本とします。また、フローで判断できないものについて、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合には、感染性廃棄物とします。
- ・ 血液製剤については、それ自体には感染性はありませんが、外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤（全血製剤、血液成分製剤）等は血液等に該当します。
- ・ 感染症病床とは、感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の患者に係る病床をいいます。
- ・ 感染性病床等のうち、検査室とは採血を行う室、透析室及び微生物や病理学等に関する臨床検査室（検体検査を行う室）等をいいます。
- ・ 感染症法の四類及び五類感染症の治療又は検査等から排出される感染性廃棄物としては以下のものが挙げられます。
 - ①医療器材：注射針、メス、ガラス製器材（試験管、シャーレ、アンプル、バイアル等）
 - ②ディスプレイ製品：ピンセット、ハサミ、トロッカー、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等
 - ③衛生材料：ガーゼ、脱脂綿、マスク等
 - ④その他：紙おむつ・布おむつ（感染症の種類等により感染性廃棄物とする）、標本（検体標本）等
- ・ 医療器材としての注射針、メス、ガラス製品（破損したもの）等については、メカニカルハザード（※）について十分に配慮する必要があるため、感染性廃棄物と同等の取扱いとします。また、鋭利なものについては、未使用のもの、血液等が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の取扱いとします。
- ・ 透析等回路（ダイアライザー、チューブ等）については、これらに含まれている血液等が分離されず一体的に使用されていることから、感染性廃棄物に該当します。また、輸液点滴セット（バックを除く。）については、血液等が付着している針が分離されず一体的に使用されていることから、感染性廃棄物に該当します。
- ・ 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、人獣共通感染症にり患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもあります。動物の血液等については、人の血液等と比較して、人に感染症を生じさせる危険性が低いことから、血液等を介して人に感染する人獣共通感染症にり患又は感染している場合を除き、感染性廃棄物として取り扱う必要はありません。なお、人獣共通感染症は、り患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要です。

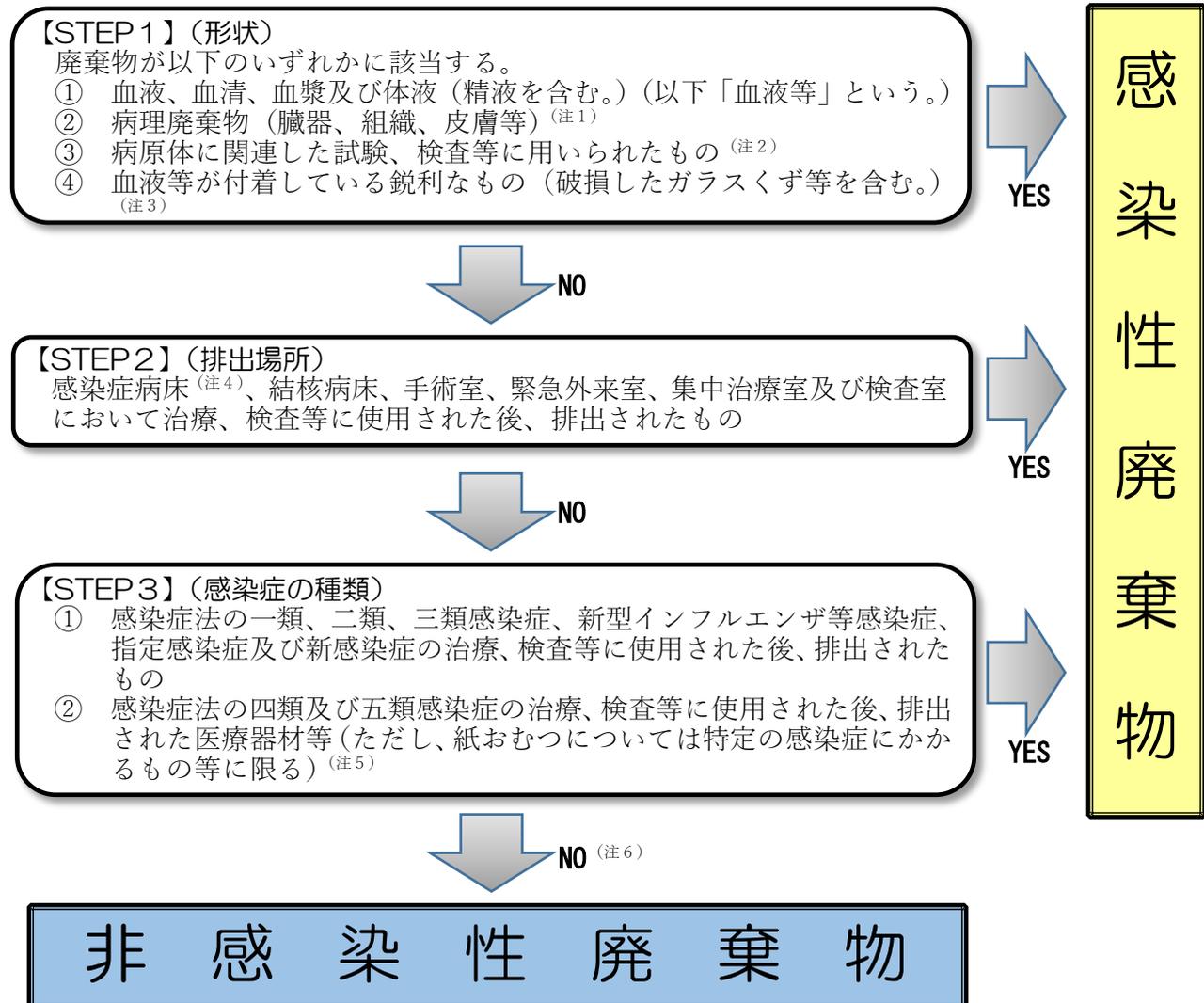
※メカニカルハザードとは、医療系廃棄物のうち、鋭利な形状を有する注射器、メス、ガラスくず等による作業者の刺傷事故の危険性のことをいいます。

感染性廃棄物の判断フローについては、次のページのとおりです。

4.3 国際的に脅威となる感染症について

国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合、医療関係機関等から排出される当該感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和5年5月 環境省 環境再生・資源循環局）に基づき必要な措置を講じてください。

感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン固定臓器等を含む。

(注2) 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等。なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

5 排出事業者の責務

5.1 事業者の責務（法第3条第1項）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理しなければなりません。**

【自己処理の原則】（法第11条第1項）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。

【処理基準の遵守】（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

事業者は自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める収集、運搬、処分の基準に従わなければなりません。

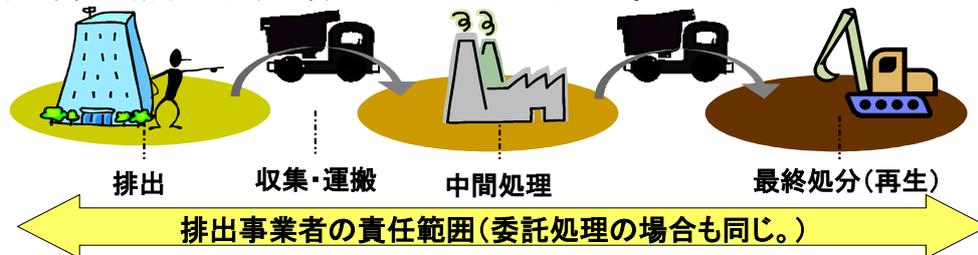
【保管基準の遵守】（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

【委託基準の遵守】（法第12条第5項～第7項、法第12条の2第5項～第7項）

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従い、その運搬又は処分を産業廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければなりません。

また、事業者は、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。



事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより**その減量に努めなければなりません。**（法第3条第2項）

事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなくてはなりません。（法第3条第3項）

●排出事業者の届出等 【届出対象者】横浜市内で産業廃棄物を排出する事業者

・「産業廃棄物排出事業所届出書」（第44号様式）

→横浜市内で病院、診療所等を設置した際に提出。

・「産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書」（第45号様式）

→横浜市内の病院、診療所等を廃止又は第44号様式の届出事項に変更が生じた際に提出。

・「産業廃棄物排出状況報告書」（第46号様式）

→市長の請求があった際に提出。（郵送等で依頼された際に、提出してください。）

・「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（様式第三号）

→前年度のマニフェストの交付状況等について、毎年6月30日までに提出。ただし、電子マニフェストを利用している場合には、電子マニフェストについての報告は不要です。

・「産業廃棄物処理計画書等」（法第12条第9～10項、法第12条の2第10～11項様式第2号の8等）

→前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上、若しくは特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに提出。（P29参照）

5.2 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の責務

5.2.1 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

感染性産業廃棄物等の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、**事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。**

また、特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める次の資格を有する者でなければなりません。(法第12条の2第8項、第9項)

【特別管理産業廃棄物管理責任者の資格】

表3 感染性産業廃棄物を生ずる事業場の責任者資格(規8条の17第1項)

学校等要件	修業課程	経験等
①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士		
②環境衛生指導員		職歴2年以上
③大学・高等専門学校等	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	卒業した者又は同等以上の知識を有すると認められる者*

*知識を有する者；(財)日本産業廃棄物処理振興センター実施の医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受講者等。(申込・問合せ→(公社)神奈川県産業資源循環協会；p.42)

表4 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(PCB等)を生ずる事業場の責任者資格(規8条の17第2項)

学校等 ^{*1} 要件	修業課程	修了科目・学科	実務経験等 ^{*2}
①環境衛生指導員	(法第20条に規定する職)		職歴2年以上
②大学等	理学、薬学、工学、農学	衛生工学 ^{*3} 、化学工学	卒業後2年以上
	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学 ^{*3} 、化学工学以外	卒業後3年以上
③短大・高専等	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学 ^{*4} 、化学工学	卒業後4年以上
		衛生工学 ^{*4} 、化学工学以外	卒業後5年以上
④高校・中等教育学校等		土木科、化学科又は相当学科	卒業後6年以上
		理学、工学、農学又は相当科目	卒業後7年以上
⑤その他	(学歴不問)		10年以上
⑥①～⑤までに掲げる者と同等以上の知識を有する者 ^{*5} と認められる者。			

*1 学校等；学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学。学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校。学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校。

*2 実務経験等；②～④にあつては、当該学校を卒業後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数。

*3 衛生工学；旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。

*4 衛生工学；旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。

*5 知識を有する者；旧厚生大臣が認定した講習会受講者、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター実施の特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了者等。(申込み・問合せ→(公社)神奈川県産業資源循環協会；p.42)

5.2.2 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を適切に遂行します。例えば、特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、処理の計画を立て、適正な処理の確保に努めてください。

医療関係機関等においては、必要に応じて作成された処理計画、管理規程に基づいた感染性廃棄物の排出、分別、梱包、中間処理などに係る具体的な実施細目を作成し、医師、看護師、清掃作業者等の関係者に周知・徹底します。

5.2.3 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出

横浜市内に事業所の開設に伴って特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する場合は「産業廃棄物排出事業所届出書(市規則第44号様式)」により、既に事業所を届出している事業所が特別管理産業廃棄物管理責任者を設置、変更、廃止をする場合は「産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書(市規則第45号様式)」により届け出てください。

5.2.4 帳簿の記載

特別管理産業廃棄物を生じ、自ら処理する事業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の事項を帳簿に記載しなければなりません。(法第12条の2第14項、規第8条の18)

表5 特別管理産業廃棄物帳簿の記載事項

運搬	1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

なお、自ら処理を行わず委託する場合、帳簿の記載は不要です。

【記入にあたって注意すること】

- (1) 事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了していること。
- (2) 1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

【院内中間処理における帳簿の記載例】

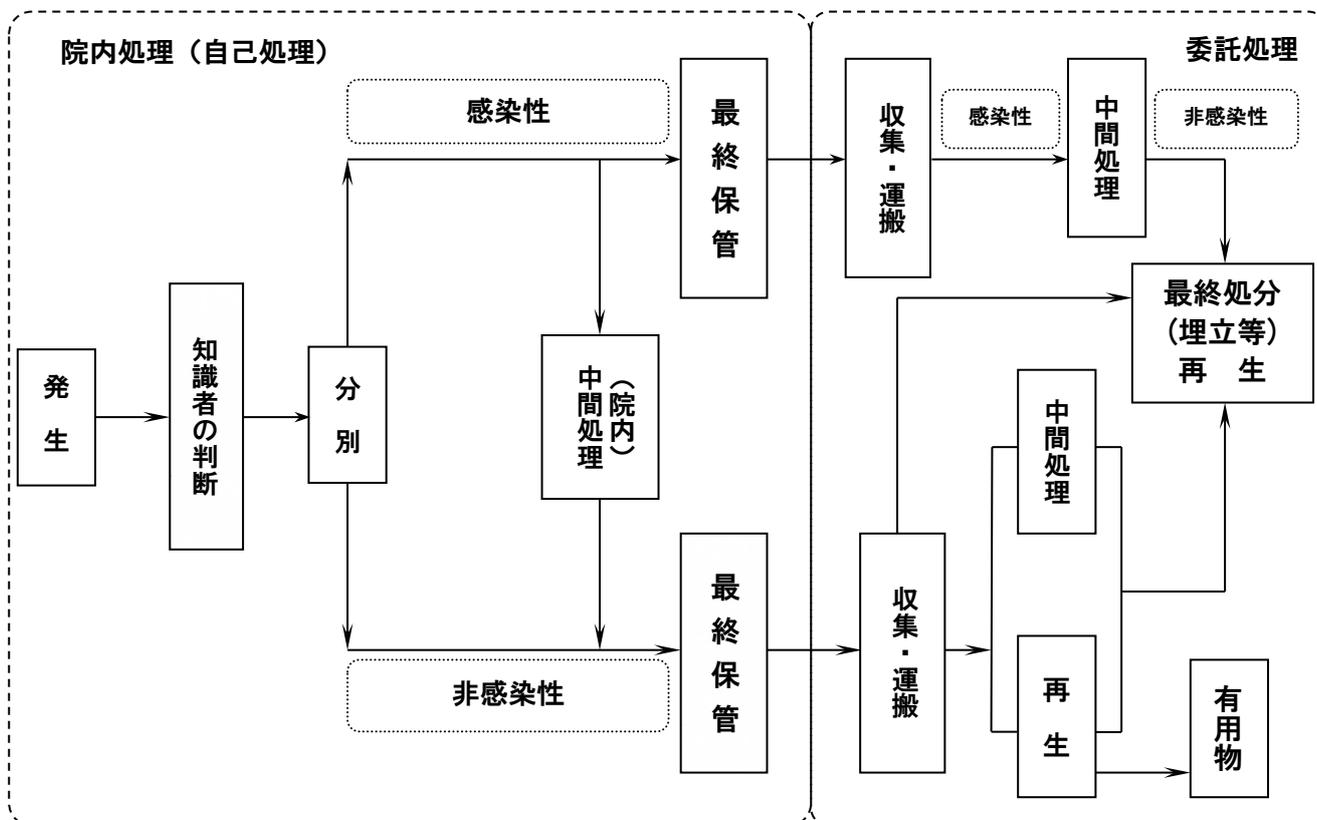
〇〇年	事業場	〇〇病院	所在地	神奈川県横浜市〇〇区〇〇町3-3
	種類名	感染性産業廃棄物	処分方法	高圧蒸気滅菌
	記入担当	神奈川 大輔		

	処分		処分後の廃棄物	
	処分日	処分量(Kg)	持出先	持出量(Kg)
〇〇月	〇〇	〇〇	**工業	〇〇
	△△	△△	**工業	△△
			◎◎化学	××
	▽▽	▽▽	**工業	▽▽
△△月	□□	□□	**工業	□□

・「環境省の所管する法律に係る民間事業者等が行う書面の保管等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（最終改正：平成29年12月27日環境省令第三十二号）」により、電磁的記録による保存、作成も可能です。

6 院内における処理

廃棄物の「処理」とは、廃棄物が発生してから処分されるまでの行為、すなわち、廃棄物の「分別」、「保管」、「収集」、「運搬」、「再生」及び「処分」までの一連の行為をいい、それぞれの基準に沿って適正に処理する必要があります。法では、この流れを適正なものとするため、保管、収集、運搬、処分及び委託処理に関して基準を定めています。



また、この行為のうち「処分」には廃棄物を物理的、化学的又は生物的な方法により、無害化、安全化（外観的な形状も含む）、安定化させるために行う「中間処理」と、「最終処分」（埋立処分、海洋投入処分又は再生処理をいう。）があります。

感染性産業廃棄物は、感染性を失わせるための「中間処理」を行わなければ、「最終処分」ができません。このため、感染性廃棄物は「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」に従い、焼却、溶融及び高圧蒸気滅菌・破碎等による中間処理を行い、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」を満たした後に最終処分ができることになります。

6.1 病院等の院内における処理行程

(1) 感染性廃棄物の判断

発生した廃棄物は、5～7ページの感染性廃棄物の判断基準により感染性か否かの判断を行います。非感染性廃棄物であっても、感染性廃棄物と同様にその性状に合わせた容器を使用し、外見上感染性廃棄物と疑われる可能性のあるものについては、非感染性廃棄物であることやその種類を明記して処理することが望ましいです。

(2) 分別

廃棄物が発生した段階で、感染性廃棄物か非感染性廃棄物かを判断します。

感染性廃棄物は、病原体の拡散防止の観点から、必ず他の廃棄物と分別します。さらに、梱包や後の処理が安全かつ適正に行うことができるように「鋭利なもの」「固形状のもの」「液状又は泥状のもの」に分別します。

非感染性廃棄物は、産業廃棄物又は一般廃棄物として、種類や処理の方法により分別します。

なお、感染性廃棄物を同時に生ずる他の廃棄物と分別することができない場合は、全体を感染性廃棄物として取り扱います。

(3)集約

病院内で発生して分別された感染性廃棄物は、各病棟や診療科目及び検査室など部署ごとの定められた場所に集約します。この場合、移動途中で廃棄物が飛散や流出しないように性状に合わせた容器を使用します。

(4)一時保管

集約された感染性廃棄物は、その箇所において梱包及び表示を行い一時的に保管します。
(保管、梱包及び表示は、次の「6.2 院内保管・処理に係る基準」を参照)

(5)中間処理

感染性廃棄物は、病院内で焼却、滅菌・破砕処理など中間処理を行うことで外観上を含めて非感染性の廃棄物となるようにするのが好ましいとされています。中間処理後の廃棄物は、その性状に合わせた容器を使用して、中間処理済みの非感染性廃棄物であることやその種類、処理方法を明記して保管します。

院内で中間処理ができない場合は、中間処理業者に委託する必要があります。

(6)移動

移動の途中で内容物が飛散・流出するおそれのないように性状に合わせた容器に梱包し、特に感染性廃棄物は転倒等による容器の破損等がないように取扱いに注意して移動します。

(7)保管及び最終保管

保管は、悪臭の発生、廃棄物の飛散や流出、地下への浸透を防ぐ施設等によって行います。また、保管施設であることなどの表示が必要となります。なお、腐敗するおそれのある感染性廃棄物をやむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫に入れること等当該感染性廃棄物が腐敗しないように必要な措置を講じてください。

(保管、梱包及び表示は、次の「6.2 院内保管・処理に係る基準」を参照)

6.2 院内保管・処理に係る基準

感染性廃棄物を処理するために行う梱包、表示や保管等は、法や感染性廃棄物処理マニュアルによって次のように定められています。

6.2.1 梱包

感染性廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、必ず運搬容器に収納、密閉して、収集又は運搬しなければならない、梱包に用いる容器及びこれを収納する運搬容器は、下記の要件を満たすものであるとともに、それぞれの性状に応じた適切なものを選択します。

また、非感染性の廃棄物であっても注射針やメス等鋭利な廃棄物は、メカニカルハザードについて十分に配慮する必要があるため、感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。

[容器の構造]

- ・密閉できること。/収納しやすいこと。/損傷しにくいこと。

[具体的な容器]

- ・注射針、メス等の鋭利なものは、危険を防止するために耐貫通性のある堅牢な容器(例;金属製、プラスチック製等)を使用すること。
- ・液状又は泥状のものは、プラスチック製容器か、または段ボール容器(内袋使用)等の廃液等が漏出しない密閉性の高い容器を使用すること。
- ・固形状のもの(鋭利なものを除く)は、段ボール容器(内袋使用)か、または丈夫なポリ袋等を二重にして使用する等、堅牢な容器を使用すること。
- ・同一の処理施設で処理するために分別しない場合は、廃棄物の性状に応じた上記の性質を併せ持つ容器を使用すること。

[その他留意点]

- ・感染性廃棄物は、排出したその場で容器に収納することや、容器の開口部を開放した状態で放置しないよう蓋で覆うこと等により、容器から飛散・流出しないようにします。
- ・容器の表面に血液等が付着した場合はアルコール等の消毒剤で浸した布で拭き取る等、容器表面への病原体の付着状況に留意して排出します。
- ・飛散・流出や針刺し事故の防止の観点から、容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは可能な限り行いません。

6.2.2 表示

感染性廃棄物を梱包する容器及びこれを収納した運搬容器には、感染性廃棄物であることをバイオハザードマーク等により表示します。

<p>バイオハザードマークの表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤色 液状又は泥状のもの（血液等） ・橙色 固形状のもの（血液が付着したガーゼ等） ・黄色 鋭利なもの（注射針等） 	 <p>バイオハザードマーク</p>
---	--

(1) バイオハザードマーク以外の表示

感染性廃棄物を収納した運搬容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示することとなっています。

そのため、感染性廃棄物である旨を明記したうえ、廃棄物の取扱者に危険が生じないように注意すべき事項を容器等に表示します。

(2) 非感染性廃棄物の表示ラベル

外見上、感染性廃棄物と区別が困難な滅菌済みの非感染性廃棄物は、運搬容器にその種類等を明記した右図のようなラベル等により表示してください。

非感染性廃棄物	
医療機関等名	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
廃棄物名	
排出年月日	

非感染性廃棄物ラベルの例

6.2.3 保管

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準（以下に掲げる技術上の基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなくてはなりません。（法第12条の2第2項、規第8条の13）

また、産業廃棄物についても同様の保管基準が適用されます。（法第12条第2項、規第8条）

- (1) 特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないように**仕切りを設ける**など必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれがない場合は除きます。
- (2) **周囲に囲い**（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。）を設けてください。
- (3) 見やすい箇所に次に掲げる要件を満たした**掲示板**を設置してください。

《保管場所の掲示板の要件》

◇縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

◇表示事項

- ① 保管場所である旨
- ② 保管する廃棄物の種類
- ③ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの

① 特別管理産業廃棄物保管場所	
② 廃棄物の種類	感染性廃棄物
③ 管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△病院 担当：横浜太郎 横浜市〇〇区×1-2 TEL:045-000-0000 (内線 1234)
④ 最大保管高さ	

① 産業廃棄物保管場所	
② 廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類
③ 管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△病院 担当：横浜太郎 横浜市〇〇区×1-2 TEL:045-000-0000 (内線 1234)
④ 最大保管高さ	1.5 m

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講じてください。

表6 特別管理産業廃棄物を保管する際に講ずる措置

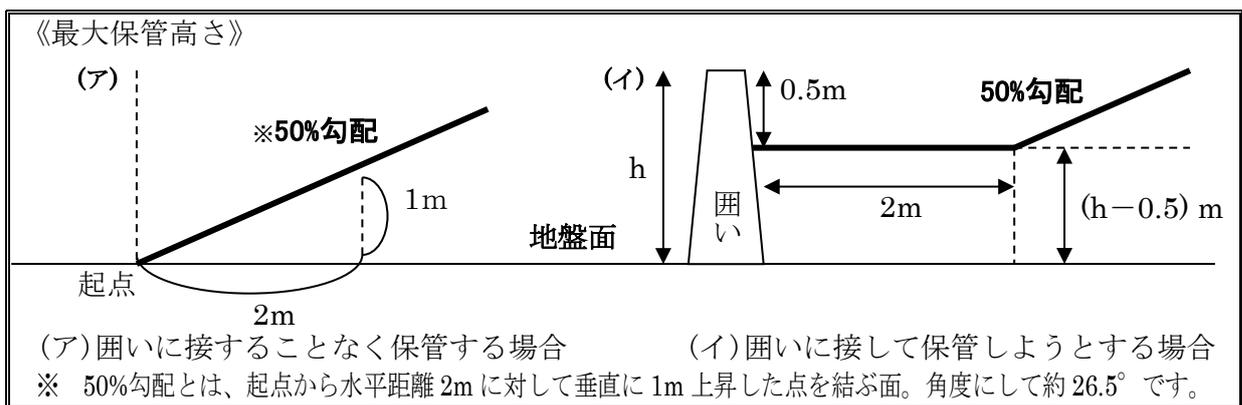
種類	基準
感染性産業廃棄物 腐敗するおそれのある 特別管理産業廃棄物	保管は冷所にて極力短期間とし、容器に入れ密封すること等腐敗防止のために必要な措置
廃油	容器に入れ密封すること等、揮発防止及び高温にさらされないために必要な措置
廃酸 廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置
ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	揮発防止、腐食防止及び高温にさらされないために必要な措置
廃水銀等	容器に入れて密封すること等の廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置
廃石綿等	梱包する等、飛散の防止のために必要な措置

(5) 保管の場所から産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散がしないように次に掲げる措置を講じてください。

- ・ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆ってください。
- ・ 屋外において容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次に掲げる場合に応じて定められた高さを越えないようにしてください。

表7 勾配及び高さ基準

(ア) 囲いに接することなく保管する場合	囲いの下端から勾配 50%以下
(イ) 囲いに接して保管しようとする場合	囲いの内側 2 mは、囲いの高さより 50 cm以下 2 m以上内側は、2 m線から勾配 50%以下



(6) その他必要な措置

- ・ 保管場所には、ねずみが生息し、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにしてください。
- ・ 石綿含有産業廃棄物にあつては、次の措置を講じてください。
 - ① 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じてください。
 - ② 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置を講じてください。
 - ③ 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示してください。

6.2.4 施設内中間処理

感染性廃棄物は原則として、発生した医療関係機関等の施設内で滅菌などの処理により感染性を失わせることが必要です。ただし、施設内で行う処理は、次の方法により行わなければなりません。この場合、適正に処理された残さ物は、非感染性廃棄物として処理できます。

(1) 処理方法

- ・焼却設備を用いて焼却する方法（焼却施設には法で構造基準等の規定があります。）
- ・熔融設備を用いて熔融する方法
- ・高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（121℃以上の湿熱に20分以上作用させること。また、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ・乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（180℃で30分以上作用させること。また、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ・消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法であること。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒。また、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

(2) 中間処理後の残さ物の保管

上記(1)の処理方法によって中間処理した残さ物は、非感染性廃棄物となります。

ただし、感染性廃棄物と混同されるおそれがあるので、他の物と区別した容器に中間処理済みの非感染性廃棄物であることやその種類、処理方法を明記して保管します。

また、保管する容器は、その廃棄物の性状にあったものを使用します。特に鋭利な物については、取り扱う者が危害を受けないよう耐貫通性のある堅牢な容器を用いてください。

このような設備を有していない場合、消毒を行うことができない場合、焼却設備を有しているが焼却炉の性能等から効果的な処理が期待できない場合、完全に感染性を失わせる処理が行われていない場合、周辺的生活環境の保全上焼却設備を稼働することが好ましくないと判断される場合等には、特別管理産業廃棄物処分業者等に委託して処理しなければなりません。

6.2.5 運搬

事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬を行う場合には、以下の基準に従わなければなりません。（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにしてください。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じてください。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものにしてください。

運搬車の車体の外側（両側面）に、表8のとおり、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に表9のとおり、書面を備え付けてください。

- (4) 積替えを行う場合は、基準を遵守してください。

表8 運搬車の表示事項（識別しやすい色の文字で表示すること。）

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨	140pt [*] 以上の大きさの文字
氏名又は名称	90pt [*] 以上の大きさの文字

^{*}日本産業規格Z8305に規定する文字の大きさ。140ptは約5cm、90ptは約3cm以上です。

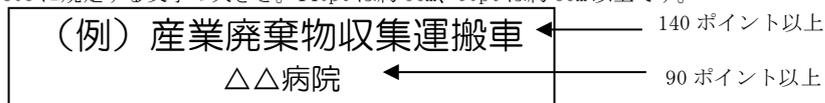


表9 運搬車に備え付ける書面の記載事項（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

7 委託処理

事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければなりません。（法第 12 条第 5 項、法 12 条の 2 第 5 項）

また、事業者はその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下に示す基準に従わなければなりません。（法第 12 条第 6 項、法 12 条の 2 第 6 項）

事業者はその（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第 12 条第 7 項、法 12 条の 2 第 7 項）

7.1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準

7.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者

(1) 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者とは、産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可を受けた者をいいます。産業廃棄物の許可については、下表の 4 種類に分類され、それぞれその事業の範囲（取り扱うことができる廃棄物の種類、条件等）が指定されています。

表 10 産業廃棄物処理業者の許可証

◇産業廃棄物	収集運搬業許可証	} 各業者によって取り扱う産業廃棄物の種類が異なる
	処分業許可証	
◇特別管理産業廃棄物	収集運搬業許可証	} 各業者によって取り扱う特別管理産業廃棄物の種類が異なる
	処分業許可証	

収集運搬業の許可は都道府県ごとに出されています（積替え保管を含む場合は積替え保管を行う区域を管轄する各都道府県及び政令で指定する市（以下「政令市」）ごとに出されています。）。処分業の許可は各都道府県及び政令市ごとに出されています。特に運搬を委託する場合には、廃棄物の積込み先（廃棄物の発生場所）と、廃棄物の荷卸し先（運搬先の中間処理施設又は最終処分場）の両方の区域を管轄する都道府県知事又は政令市の許可を受けている必要があります。



(2) その他環境省令で定める者

許可を有する処理業者以外にも、以下の者は産業廃棄物の処理を行うことができます。

- ・市町村又は都道府県（都道府県又は市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行う場合に限る。）
- ・専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬又は処分を業として行う者
- ・法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限る。）
- ・法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限るとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第 2 項第 2 号に規定する者である者に限る。）を含む。）
- ・そのほか収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として次頁表 11 に定められた者

表 11 収集運搬業又は処分業の許可を要しない者

区 分		産業廃棄物 収集運搬業の 許可不要	産業廃棄物 処分業の 許可不要	特別管理産業廃棄物 収集運搬業の 許可不要	特別管理産業廃棄物 処分業の 許可不要
事業者（自らその産業廃棄物を処理する場合）		○	○	○	○
専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理をする者 ^{※1}		○	○		
産業廃棄物 収集運搬業 又は 処分業の 許可を要 しない者 として 定められ た者	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第20条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は同条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者（同法第3条第13号に規定する廃油の処理を行う場合に限る。）	○	○	○	○
	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処理を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの	○	○		
	広域的に処理することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬産業廃棄物のみの処理を営利を目的とせず業として行う場合に限る。） ^{※2}	○	○		
	国（産業廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。）	○	○	○	○
	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された広域臨海環境整備センター（同法第19条に規定する業務として産業廃棄物の処理を行う場合に限る。）	○	○		
	日本下水道事業団（日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）附則第2項に規定する業務として産業廃棄物の処理を行う場合に限る。）	○	○		
	産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う場合に限る。）	○		○	
	産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）	○		○	
	食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものであって、牛の脊柱に限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○			
	と畜場法（昭和28年法律第百四号）第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○			
	動物の死体（事業活動に伴って生じたものであって、畜産農業に係る牛の死体に限る。規第10条の3第8号において同じ。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○			
	動物の死体のみの処分を業として行う者（処分にあたっては化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場において処分を行う場合に限る。）		○		
法第19条の8第1項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの処理を行う者	○	○	○	○	
法第15条の4の2に基づいて環境大臣の認定（産業廃棄物の再生利用に係る特例）を受けた者 ^{※3}	○	○	○	○	
法第15条の4の3に基づいて環境大臣の認定（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）を受けた者	○	○	○	○	

※1 古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等（昭和46年10月16日付環整第43号）

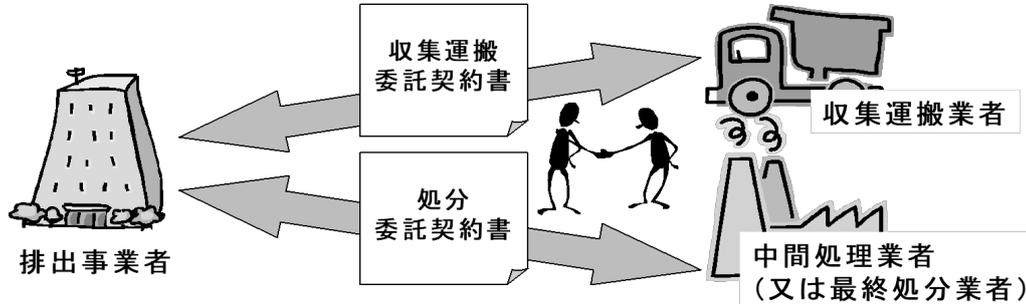
※2 指定した産業廃棄物：廃自動車及び廃原動機付自転車

※3 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）、汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）、廃プラスチック類、廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

7.1.2 委託契約書

委託契約は、**書面により行い**、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれなければならない。また、産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生に係る委託契約書には、処理業許可証の写し、又は、再生利用等の認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができることが事業の範囲に含まれていることを証する**書面を添付**しなくてはなりません。(令第6条の2第4号、規第8条の4、規第8条の4の2)

また、委託契約書及び添付書面をその契約終了の日から**5年間保存**しなくてはなりません。(令第6条の2第5号)



委託契約書には共通事項のほかそれぞれの個別事項を盛り込んでください。

表 12 産業廃棄物委託契約書に含める事項

◇収集運搬及び処分契約書に含める共通事項	
(イ) 委託する産業廃棄物の 種類及び数量 (ロ) 委託契約の 有効期間 (ハ) 委託者が受託者に支払う 料金 (ニ) 受託者が産業廃棄物の「処理業」の許可を受けた者である場合には、その 事業の範囲 (ホ) 委託者が受託者に対して 適正処理のために必要な事項 に関する情報 ① 性状及び荷姿 ②通常の保管状況下での腐敗、揮発性等の 性状の変化 ③他の廃棄物との混合等により生ずる 支障 ④次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該マークの表示に関する事項 (廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機) ⑤委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 ⑥その他取扱いに際して注意すべき事項 (ヘ) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る(ホ)の情報に変更があった場合の 情報の伝達方法 (ト) 受託業務終了時の受託者から委託者への 報告 に関する事項 (チ) 契約解除した場合 の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	
 (参考) 含有マーク (JIS C0950)	
◇収集運搬契約書の個別事項	◇処分契約書の個別事項
(A) 運搬の 最終目的地の所在地 (B) 積替え又は保管を伴う委託に際しては、その積替え又は保管の場所の 所在地 、保管ができる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限並びに安定型産業廃棄物にあつては他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項	(a) 処分又は再生(以下「処分等」)の場所の 所在地及び処分等の方法 並びに処分等に係る施設の 処理能力 (b) 最終処分以外の処分(中間処理)を委託する際には、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の 所在地及び処分等の方法 並びに施設の 処理能力 (c) 許可を受けて輸入された廃棄物はその旨
◇契約書に添付する書面	
許可証の写し、認定証の写しなど受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができることが事業の範囲に含まれていることを証する書面	
◇保存期間	委託契約書及び添付した書面は、 契約終了の日から5年間 、保存すること。

◆委託契約書に含める「委託した廃棄物の適正な処理のために必要な事項」について

排出事業者は、委託契約書の「(ホ) 委託者が受託者に対して適正処理のために必要な事項に関する情報」において、委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われえない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を提供する必要があります。

下表は委託契約書に含めるべき適正処理に必要な情報の提供の例です。なお、委託契約書のひな形は、当冊子資料をご参照ください。

【記載例】適正処理に必要な情報の提供

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず		
産業廃棄物の性状及び荷姿	固体	固体		
	バラ	ポリ容器		
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
許可を受けて輸入された廃棄物に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙

その他にも、適正処理に必要な情報の提供の手段の一つに廃棄物データシート (WDS) の活用が挙げられます。

廃棄物データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載する必要があります。

廃棄物データシートの様式は、当冊子資料をご参照ください。また、具体的な記入方法については、環境省のホームページにある「廃棄物情報の提供に関するガイドライン -WDS ガイドライン-」を参照してください。

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン -WDS ガイドライン-」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

7.1.3 再委託の承諾に係る書類の保管義務

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはなりません（再委託は原則として禁止されています。）。ただし、次の再委託の基準に従う場合、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の再委託が認められています。（法第14条第16項）

- (1) あらかじめ、受託者は事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託が「7.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者」に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について表13の事項を全て盛り込んだ事業者の承諾を書面にて受けていること。
- (2) 事業者は再委託を承諾したとき、(1)の書面の写しを承諾した日から5年間保存すること。
- (3) 受託者は、再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際に、その受託に係る契約書に記載されている一定の事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- (4) 受託者は再受託者と「7.1.2 委託契約書」の規定に基づく契約を締結すること。

表13 承諾に係る書面の記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・委託した産業廃棄物の種類及び数量・受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号・承諾の年月日・再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号 |
|--|

7.2 特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準

「7.1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準」によるほか、以下の基準に従ってください。（法第12条の2第5項、第6項、第7項）

7.2.1 特別管理産業廃棄物の処理を委託できる者

- (1) 特別管理産業廃棄物処理業者
「7.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者」を参照してください。
- (2) その他環境省令で定める者（規第8条の14、規第8条の15）
- (3) 市町村又は都道府県（都道府県又は市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行う場合に限る。）
- (4) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限るとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）
- (5) そのほか収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として表11に定められた者

7.2.2 処理業者等への事前の文書通知

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知してください。（令第6条の6第1号、規第8条の16）

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

7.2.3 委託契約書

「7.1.2 委託契約書」のうち「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替え、同じ基準が適用されます。（令第6条の6第2号、規第8条の16の2、規第8条の16の3）

7.2.4 再委託の承諾に係る書類の保管義務

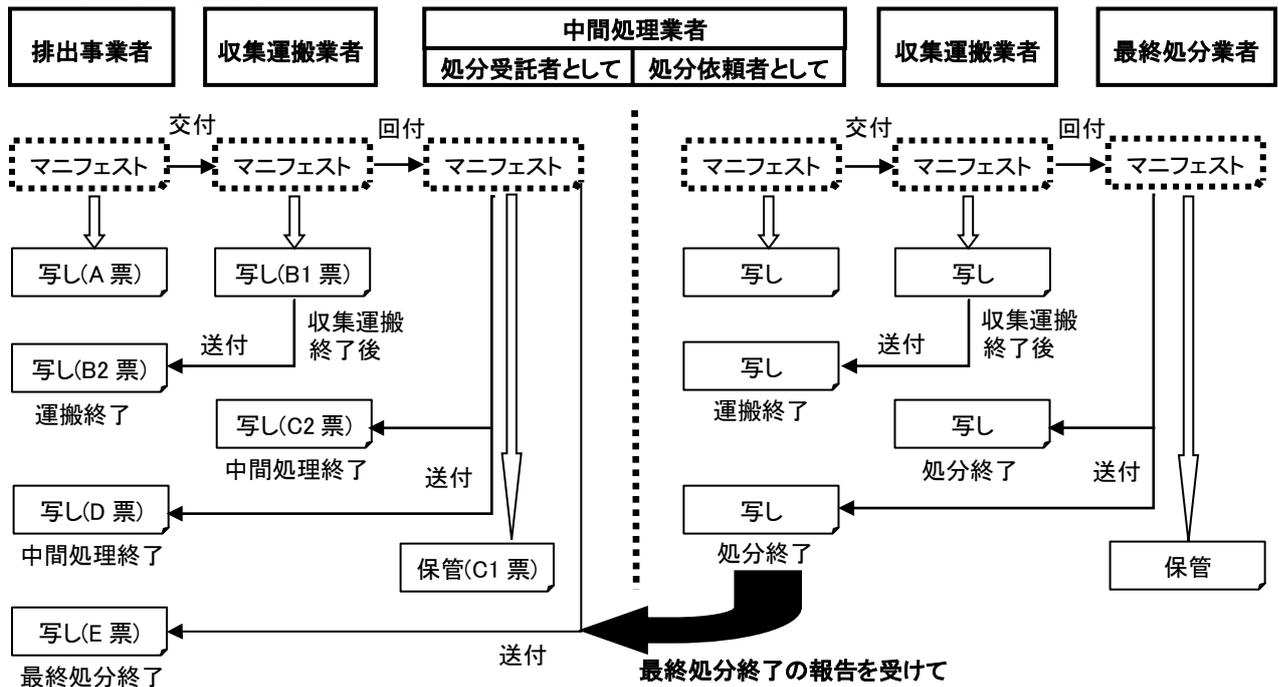
「7.1.3 再委託の承諾に係る書類の保管義務」同様、5年間です。（令第6条の6第2号）

8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」又は「マニフェスト」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際に、書面により委託契約を行うことなど委託基準を遵守しなければなりません。これは処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務です。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務になります。（法第 12 条の 3 から法第 12 条の 6、平成 23 年 3 月 17 日付環産発第 110317001 号通知）

8.1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（例）



- (1) 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみ委託の場合は、処分受託者）に対し、必要事項を記入した管理票を交付しなくてはなりません。交付した管理票の控え（A票）は、交付した日から5年間保存しなければなりません。
- (2) 運搬受託者は、運搬終了後、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にその管理票の写し（B2票）を送付しなければなりません。また、産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、処分受託者に管理票を回付しなければなりません。
- (3) 処分受託者は、処分終了後、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にその管理票の写し（D票）を送付しなければなりません。また、その管理票が運搬受託者により回付されたものであるときは、回付をした者にもその管理票の写し（C2票）を送付しなければなりません。
- (4) 前項の処分受託者が中間処理を受託した者である場合は、その処理に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、排出事業者から交付又は運搬受託者から回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、管理票交付者に10日以内にその管理票の写し（E票）を送付しなくてはなりません。
- (5) 管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、その運搬又は処分が終了したことをその管理票の写し（B2票、D票、E票）により確認し、かつ、その管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

8.2 管理票の交付

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時にその産業廃棄物の運搬を受託した者（処分のみ委託の場合は、その処分を受託した者）に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。（法第12条の3第1項）

◆交付について（規第8条の20、規第8条の21の2）

- (1) 引き渡す産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 引渡しに係る産業廃棄物の運搬先が2つ以上である場合、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 引き渡す産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- (4) 交付した管理票の写しは管理票を交付した日から5年間保存すること。

◆排出事業者の記載事項（規第8条の21）

- (1) 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名又は名称
- (2) 交付年月日、交付番号
- (3) 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び住所
- (4) 排出事業場の名称及び所在地
- (5) 交付担当者の氏名
- (6) 受託者（運搬及び処分業者）の住所
- (7) 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には当該積替え又は保管を行う場合の所在地
- (8) 産業廃棄物の荷姿
- (9) 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- (10) 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

網掛け部分は全て排出事業者が記載しなければならない事項です！

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票						
交付年月日	年(2)月 日	交付番号	(2)	交付担当者	氏名	(5)
事業者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所 〒 (3)				所在地 〒 (4)	
	電話番号				電話番号	
産業廃棄物	種類 (1)			数量	(1)、(10)	荷姿 (8)
	備考・通信欄					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地 (9)					
運搬受託者	氏名又は名称 (1)			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 (6)				所在地 〒 (7)	
	電話番号				電話番号	
処分受託者	氏名又は名称 (1)			積替え又は保管	所在地 〒 (7)	
	住所 〒 (6)				電話番号	
	電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 ㊟	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 ㊟	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日	年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

(記載上の注意)

1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

2 余白には斜線を引くこと。

3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。

4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

8.3 運搬受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等

運搬受託者は、その運搬を終了したときは、前項により交付された管理票に必要事項を記載し、管理票交付者に管理票の写しを運搬終了後 10 日以内に送付しなければなりません。この場合において、その産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、処分受託者に管理票を回付しなければなりません。(法第 12 条の 3 第 3 項、規第 8 条の 23)

◇管理票交付者は、管理票の写し（B 2 票）の送付を受けたときは、当該運搬が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写し（B 2 票）を当該送付を受けた日から 5 年間保存しなくてはなりません。（法第 12 条の 3 第 6 項、規第 8 条の 26）

◆運搬受託者の記載事項（規第 8 条の 22）

- (1) 氏名又は名称（及び受領印）
- (2) 運搬を担当した者の氏名
- (3) 運搬を終了した年月日
- (4) 積替え又は保管場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の拾集を行った場合には、拾集量

様式第二号の十五(第八条の二十一関係)

産 業 廃 棄 物 管 理 票							
交付年月日	年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名		
事業者	氏名又は名称			事業場	名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
産業廃棄物	種類			数量	荷姿		
				備考・通信欄			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最 場 運	委託した業者から B 2 票が戻ってきたら、これら網掛け部分を確認しましょう！						
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は 保管	氏名		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(1)、(2)	受領印 ㊟	運搬終了年月日	年 (3) 月 日	有価物拾集量 (4)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受領印 ㊟	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了 年 月 日
最終処分を 行った場所	所在地						

(記載上の注意)

- 1 日本工業規格 Z8305 に規定する 8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

8.4 処分受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等

処分受託者は、その処分を終了したときは、排出事業者により交付、又は運搬受託者により回付された管理票に必要事項を記載し、管理票交付者に管理票の写しを処分終了後 10 日以内に送付しなければなりません。またその管理票が運搬受託者により回付されたものであるときは、回付をした者にも管理票の写しを送付しなければなりません。(法第 12 条の 3 第 4 項、規第 8 条の 25)

◇管理票交付者は、管理票の写し（D票）の送付を受けたときは、当該処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写し（D票）を当該送付を受けた日から 5 年間保存しなくてはなりません。(法第 12 条の 3 第 6 項、規第 8 条の 26)

◆処分受託者の記載事項（規第 8 条の 24）

- (1) 氏名又は名称（及び受領印）
 - (2) 処分を担当した者の氏名
 - (3) 処分を終了した年月日
 - (4) 当該処分が最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）である場合にあっては、最終処分が終了した旨（※）
- (※) 当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載

「最終処分」とは埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場についていずれも記載しなければなりません。

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産 業 廃 棄 物 管 理 票						
交付年月日	年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事 業 者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所 〒				所在地 〒	
	電話番号				電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
				備考・通信欄		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の 場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の 事業場	名称	
	住所 〒				所在地 〒	
処分受託者	氏名又は名称			住所 〒		
	住所 〒			電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 ㊟	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	(1)、(2) 受領印 ㊟	処分終了年月日	年 (3) 月 日	最終処分終了年月日	年 (4) 月 日
最終処分を行った場所	(4) 所在地			(※)		

委託した業者から、D票が戻ってきたら、これら網掛け部分を確認しましょう！

(記載上の注意)

- 1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

※ 再生を委託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に売却できる性状の物とした年月日をいいます。

8.5 処分受託者（中間処理業者）の最終処分終了に係る記載事項及び管理票交付者への送付等

処分受託者（中間処理業者）は、中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、排出事業者により交付又は運搬受託者より回付された管理票に最終処分が終了した旨、**(※)当該最終処分を行った場所の所在地及び (※) 当該最終処分が終了した年月日**を記載するとともに、当該管理票に係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを 10 日以内に送付しなければなりません。（法第 12 条の 3 第 5 項、規第 8 条の 25 の 2 ～ 3）

◇管理票交付者は、管理票の写し（E 票）の送付を受けたときは、**当該処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写し（E 票）を当該送付を受けた日から 5 年間保存しなくてはなりません。**（法第 12 条の 3 第 6 項、規第 8 条の 26）

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産 業 廃 棄 物 管 理 票							
交付年月日	年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名		
事 業 者	氏名又は名称			事 業 場	名称		
	住所 〒				所在地 〒		
	電話番号				電話番号		
産業廃棄物	種類			数量		荷姿	
	備考・通信欄						
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）						
最終処分の 場所	所在地						
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の 事業場	名称		
	住所 〒				所在地 〒		
	電話番号				電話番号		
処分受	氏名又は名称			所在地	氏名		
	住所 〒				電話番号		
委託した業者から E 票が戻ってきたら、これら網掛け部分を確認しましょう！							
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 ㊟	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量		
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 ㊟	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日	年 (※) 月 日	
最終処分を行った場所	所在地 (※)						
<small>（記載上の注意）</small> 1 日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2 余白には斜線を引くこと。 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。							

8.6 管理票交付者の報告

排出事業場（病院等）ごとに、**毎年 6 月 30 日までに**その前年度 1 年間（前年 4 月 1 日から当該年 3 月 31 日まで）の交付状況を本市に**産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）**により報告しなければなりません。（法第 12 条の 3 第 7 項、規第 8 条の 27）

様式のダウンロード及び提出については、右の二次元コード
または下記 URL から可能です。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4860777c-e317-4a48-8885-681fd9c2b926/start>



8.7 管理票交付者が講ずべき措置

管理票交付者は、以下の(1)~(4)の場合には、速やかに当該委託に係る（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。また、次に規定する期間が経過した日から 30 日以内に措置内容等報告書(様式第四号)を横浜市長に提出するものとされています。(法第 12 条の 3 第 8 項、規第 8 条の 28、規第 8 条の 29)

- (1) 規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しを受けたとき。
- (2) 管理票交付の日から 90 日（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日）以内に写しの送付を受けないとき。
- (3) 最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しについては、管理票の交付の日から 180 日以内に送付を受けないとき。
- (4) （特別管理）産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがあるとして、産業廃棄物処理業者等からその旨の通知を受けた場合において、引き渡した（特別管理）産業廃棄物について処理が終了した旨の管理票の写しの送付を受けていないとき。

8.8 電子情報処理組織の使用（電子マニフェスト）

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が、情報処理センターを介して情報をやり取りし、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを最終処分まで確認する仕組みです。

なお、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが、日本で唯一の情報処理センターとして指定されています。(法第 12 条の 5)

◆電子マニフェストシステムの主な特徴

- ① 電子マニフェストでは、運搬や処分の状況がパソコン、スマートフォン、タブレットの画面で把握できるほか、マニフェストの情報の登録が簡単になります。
- ② 電子マニフェストの保存は、情報処理センターが代行するためマニフェストの保存が不要となります。
- ③ 都道府県知事、政令市長へ毎年提出するマニフェストの交付に関する報告書（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）は「情報処理センター」が代行するため提出が不要となります。
- ④ 運搬終了、中間処理終了、最終処分終了の報告が排出事業者へ通知されます。
- ⑤ 法で定める報告期限が近づいていることの通知を受けたり、マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用したりすることができます。
- ⑥ マニフェスト情報の一覧や管理票の印刷（単票、複写式伝票）ができます。

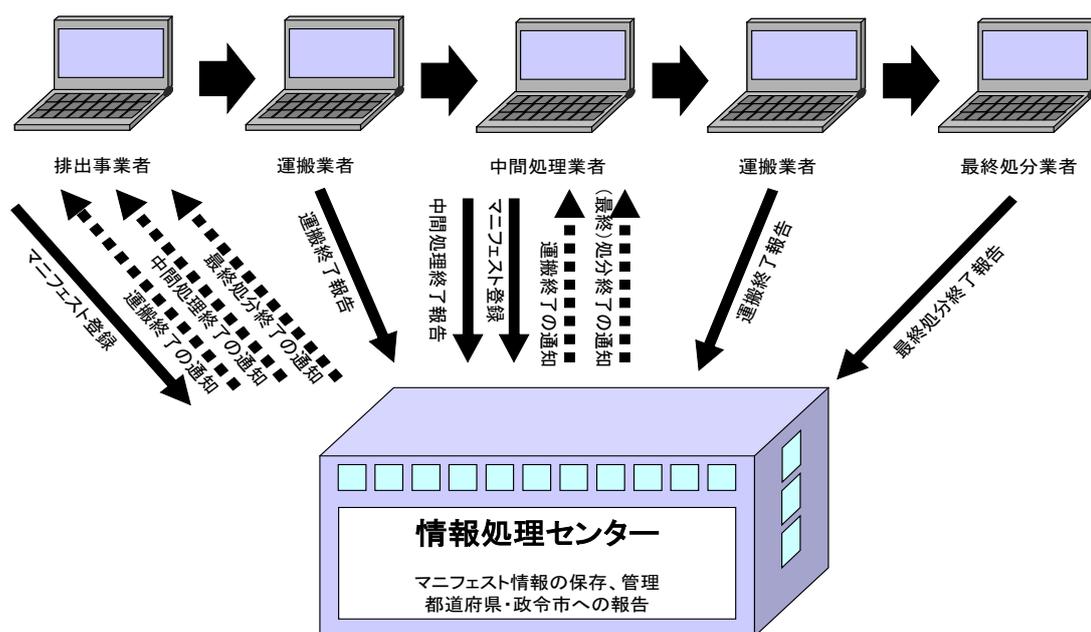
(※)横浜市では、産業廃棄物排出事業者の一部の方へ、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進のために、産業廃棄物排出状況報告書（第 46 号様式）の提出をお願いしております。(市規則第 40 条第 4 項)

◆加入

電子マニフェストを運用するためには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の 3 者がシステムに加入する必要があります。

排出事業者は任意の単位で加入できます（排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所等の単位）。

◆電子 manifests の流れ



◆都道府県等への報告

排出事業者は、情報処理センターから 90 日（特別管理産業廃棄物は 60 日）以内に運搬又は処分受託者の終了報告を受けない旨の通知があったとき、また 180 日以内に処分受託者が中間処理産業廃棄物について最終処分の終了報告を受けないときは、30 日以内に都道府県知事に措置内容等報告書（様式第 5 号）を提出しなければなりません（規第 8 条の 38）。処理困難通知に関することも同様です。

◆電子 manifests の使用の義務化について

平成 29 年 6 月 16 日に公布された法改正では、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から、前々年度（初年度は平成 30 年度）の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上（PCB 廃棄物を除く。）の事業場を設置する事業者は、電子 manifests の使用が義務付けされることになりました。

◆問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）
 〒110-0005 東京都台東区上野三丁目 24 番 8 号 上野フロンティアタワー13階
 電話：0800-800-9023（電子 manifests サポートセンター）
 ホームページ：<https://www.jwnet.or.jp/index.html>

9 管理体制の構築

病院、衛生検査所、試験研究機関で施設等を統括管理する院長や事務局長などの管理者等（以下「管理者」といいます。）は、施設内で生ずる感染性廃棄物を適性に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図ってください。

特別管理産業廃棄物管理責任者は、必要に応じて作成された処理計画及び管理規程に基づいて感染性廃棄物の排出、分別、梱包、中間処理等に係る具体的な実施細目を作成し、その内容を定期的な研修などにより関係者に周知してください。

9.1 処理計画の作成(当冊子資料参照)

管理者は、**施設内で発生する感染性廃棄物等の種類、発生量等を把握し、適正な処理を行うための処理計画**を定めてください。

処理計画に定める基本的な事項は以下のとおりです。

- (1) 施設内で発生する感染性廃棄物に該当する物を定めます。
- (2) 感染性廃棄物の種類ごとに、発生施設及び発生量を今までの実績などを基に把握してください。
- (3) 処理計画には、感染性廃棄物に関して次の事項を定めてください。
 - ・発生状況
 - ・分別方法
 - ・施設内の収集運搬方法
 - ・滅菌や消毒の方法（施設内で処理を行う場合に限る。）
 - ・梱包方法
 - ・保管方法
 - ・収集運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約書の写し（業者に委託する場合に限る。）
 - ・緊急時の関係者への連絡体制

この処理計画は必要に応じて見直してください。また、施設内で中間処理を行い非感染性廃棄物となる物は、処理前の時点までは感染性廃棄物として記載し、それ以降を非感染性廃棄物として処理計画を定めてください。

9.2 管理規程の作成(当冊子資料参照)

処理計画を推進するにあたっては、施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、管理規程を作成してください。管理規定には**感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等**を定めてください。

表 14 管理規程で定める事項（例）

(1) 管理組織の整備に係わる事項 <ul style="list-style-type: none">・管理規程の目的・管理者の役割・特別管理産業廃棄物管理責任者の役割・関係機関への報告・その他必要事項 (2) 廃棄物の処理に係わる事項 <ul style="list-style-type: none">・施設内集約及び保管等に関する取り決め・施設内中間処理に関する取り決め（必要があれば）	(3) 管理規程の周知等に係わる事項 <ul style="list-style-type: none">・周知方法・改訂の時期等・その他必要事項
--	---

9.3 院内における周知

処理計画や管理規程は、冊子等の形態で編集し、施設内の関係者に配付するか又は関係者が見やすい場所に置くものとし、管理者等はこれを施設内の関係者に周知してください。

10 多量排出事業者の処理計画等の作成義務

多量排出事業者とは、横浜市内に設置している事業場において、前年度の**産業廃棄物の発生量が1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上**である事業場を設置している事業者をいいます。(令第6条の3、令第6条の7)

多量排出事業者は、その事業場に係る産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画等を作成して、報告するなどの義務があります。また、その内容は公表されます。(法第12条第9項、第10項、第11項、第12条の2第10項、第11項、第12項)

※法改正により、令和2年4月1日から、当該年度の前々年度において特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者には、電子マニフェストの使用が義務付けられます。(法第12条の5第1項)

10.1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画の作成

多量排出事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、当該年度の6月30日までに市長に提出しなければなりません。

様式のダウンロード及び提出については、右の二次元コードまたは下のURLから可能です。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/515b8eee-0cfd-4f71-8ea1-9871439b716b/start>



10.2 処理計画の実施状況の報告

上記の計画の実施状況について、産業廃棄物にあつては産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第2号の9）特別管理産業廃棄物にあつては特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第2号の14）による報告を翌年度の6月30日までに市長に提出しなければなりません。（規第8条の4の6、規第8条の17の3）

10.3 計画及び実施状況の公表

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び実施状況の報告の内容は、インターネットの利用により公表されます。（規第8条の4の7、規第8条の17の4）

●廃棄物自主管理事業

本事業は、神奈川県・川崎市・相模原市・横須賀市及び本市が協働し、事業者による、廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理等の自主的な取り組みを促進するために、平成8年度から実施しています。

この事業の概要は、多量排出事業者以外の事業者にも産業廃棄物処理計画書等の提出に加えて、廃棄物の発生抑制や再生利用等に向けた取組項目について自己評価していただき、そこで得られたデータを集計・分析し、取組状況の推移や業種別平均との比較、さらには参考となる取組事例を提供することなどにより、事業者の自主的な取組みを支援しているものです。

なお、本事業の詳細については、神奈川県のホームページを参照してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>

《対象事業者》

- (1) 法定の産業廃棄物多量排出事業者（発生量1,000t／年以上）
- (2) (1)に準ずる排出事業者（発生量800～1,000t／年※）
- (3) 法定の特別管理産業廃棄物多量排出事業者（発生量50t／年以上）
- (4) (3)に準ずる排出事業者（発生量40～50t／年※）

※発生量が対象未満の事業場でも参加できます。

11 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保有している事業者の方へ

11.1 PCB特措法について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、処分されず長期間保管されている状況にあることから、保管・処分等の規制、処理体制の整備を速やかにすすめ、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日法律第65号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）が公布され、平成28年8月1日に改正されました。

この法律では、事業者はPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないこと、高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）の所有事業者は、処分期間内に、その高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）を廃棄しなければならないこと、PCB廃棄物の処理はこの法律に定めるもののほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律が対象となること、事業者はPCB廃棄物を処分期間内に自ら処分、又は処分を他人に委託しなければならないこと、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限等が定められています。なお、低濃度PCB廃棄物の処分期間は、横浜市内の事業者の場合、令和9年3月31日までとなっています。（※高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和5年3月31日をもって終了しています。万が一、処分委託契約が済んでいない高濃度PCB廃棄物を保管している場合は、速やかに横浜市事業系廃棄物対策課（☎045-671-2513）までご連絡ください）

11.2 PCB廃棄物の種類、保管基準等について

特別管理産業廃棄物の種類（P3）、保管基準（P12、13）、産業廃棄物の処理（運搬、処分）を自ら行う場合等（P15）、委託処理（P16）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度（P21）を参照してください。

11.3 譲渡し及び譲受けの制限（PCB特措法第17条、同規則第26条）

何人も以下の場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはなりません。

- (1) 地方公共団体に譲り渡す場合
- (2) 地方公共団体が譲り受ける場合
- (3) PCB廃棄物の処理技術の試験研究、又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次の場合
 - イ 市長が認めた場合
 - ロ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に譲り渡す場合
 - ハ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が譲り受ける場合
- (4) PCB廃棄物を保管する事業者が確実かつ適正にPCB廃棄物を保管することができなくなったと市長が認めた場合であって、次の場合
 - イ PCB廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として市長が認める者に譲り渡す場合
 - ロ 当該PCB廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として市長が認める者が譲り受ける場合

11.4 PCB特措法に基づく届出について

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

（PCB特措法第8条第1項、第15条、第19条、同規則第9条、第20条、第27条）

PCB廃棄物の保管事業者、高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）の所有事業者及び処分（再生含む。）する者は、毎年度、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況、高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）の廃棄の見込みに関し、当該年度の6月30日までに、横浜市長へ届け出なければなりません。

なお、保管及び処分の状況、廃棄の見込みについては公衆の縦覧に供されます。

○ **ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書【様式第二号】**

(PCB特措法第8条第2項、同規則第10条第2項、第11条、第21条、第28条)

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB廃棄物の保管の場所を変更した場合、その変更があった日から10日以内に、当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事等及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事等へ、その旨を届け出なければなりません。

また、高濃度PCB使用製品(電気工作物を除く。)の所有事業者は、高濃度PCB使用製品(電気工作物を除く。)の所在の場所を変更した場合、その変更があった日から10日以内に、当該変更の直前の所在の場所を管轄する都道府県知事等及び変更後の所在の場所を管轄する都道府県知事等へ、その旨を届け出なければなりません。

○ **ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書【様式第四号】**

(PCB特措法第10条、第15条、第19条、同規則第13条、第23条、第31条)

PCB廃棄物の保管事業者は、全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全ての低濃度PCB廃棄物を処分した日から20日以内に、横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

また、高濃度PCB使用製品(電気工作物を除く。)の所有事業者は、全ての高濃度PCB使用製品(電気工作物を除く。)の廃棄を終えた日から20日以内に、横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

○ **承継届出書【様式第七号】**

(PCB特措法第16条第2項、第19条、同規則第25条第1項、第35条第1項)

PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品(電気工作物を除く。)の所有事業者について相続、合併又は分割(その保管するPCB廃棄物又は所有する高濃度PCB使用製品(電気工作物を除く。)に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後相続する法人若しくは合併後により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継します。

事業者の地位を承継した者は、承継があった日から30日以内に横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

○ **譲受け届出書【様式第八号】**

(PCB特措法規則第26条第2項、第36条)

環境省令で定める場合により、PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品を譲り受けた者は、当該PCB廃棄物又は当該高濃度PCB使用製品を譲り受けた日から30日以内に、横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

● **使用中のPCBを含む製品等について**

◇PCBの製造及びPCBを含む製品の使用は原則として禁止されています。ただし、PCBを含む製品のうち、PCBを閉鎖系で絶縁油として使用する変圧器、コンデンサー等は飛散流出のおそれがないため、使用が例外的に認められています。ただし、移設して再使用することや、故障による修理は禁止されています。

◇使用中PCB製品については、電気事業法/電気関係報告規則に基づく届出が必要となります。使用、変更、廃止、事故の届出様式及び届出先は経済産業省関東東北産業保安監督部のHPを参照してください。

http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html

電話による問合せ：048-600-0387 (経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課安全推進係)

◇使用中のPCB製品についても、今後の処理計画、指導等のため、前頁の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(様式第一号)」の提出をお願いします。

11.5 横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づく届出

横浜市ではPCB廃棄物の保管場所変更等に伴う運搬や、法令等に定めのない事項について、適正管理の推進を目的として、平成24年4月に横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱を制定し、令和元年5月に改正しました。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書（要綱第1号様式）

PCB廃棄物が新たに発生等した場合には、速やかに報告書を提出してください。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書（要綱第2号様式）

PCB特措法第8条に規定する届出を行ったPCB廃棄物について、PCB廃棄物ではないことが判明した場合や、数量や種類等が異なることが判明した場合は、その事項が判明した日から30日以内に、報告書を提出してください。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書（要綱第3号様式）

事業者は、PCB廃棄物の保管場所を変更する場合は、事前にその移動計画について運搬計画書を提出してください。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書（要綱第4号様式及び第5号様式）

試験研究等又は適正管理の困難に伴い、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合はあらかじめ本市に相談の上、申請書を提出してください。

11.6 低濃度PCB廃棄物の処理施設について

微量PCB汚染廃電気機器等の低濃度PCB廃棄物は、環境大臣が定める無害化処理認定施設等で処理します。なお、無害化処理認定施設等は環境省のホームページで確認することができます。

○PCB特措法等に伴う届出等

届出書の各様式のホームページアドレス（横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課）：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/pcd/pcb-kinyu.html>

○環境省PCB廃棄物関連

ホームページアドレス：http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html

○無害化処理認定施設（低濃度PCB廃棄物処理施設）

ホームページアドレス：http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

12 廃棄物の投棄禁止

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはなりません。(法第 16 条)

13 廃棄物の焼却禁止

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはなりません。(法第 16 条の 2)

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却は次のとおりである。
 - ・ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

14 報告徴収

市長は、法律の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができます。

なお、平成 23 年 4 月 1 日から、報告徴収の対象者に「その他の関係者」が追加されました。具体的には、例えば、所有し、管理し、又は占有する土地において不適正処理を承諾又は黙認するなどして積極的又は消極的に不適正処理に協力している土地の所有者、管理者若しくは占有者や、不適正処理を斡旋若しくは仲介したブローカー又は不適正処理を行った者に対して資金提供を行った者等が該当します。(法第 18 条)

15 立入検査

市長は、法の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、その他関係者等の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、産業廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物等に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。(法第 19 条第 1 項)

なお、「その他関係者」とは、具体的には、例えば、所有し、管理し、又は占有する土地において不適正処理が行われていることを承諾又は黙認するなどして積極的又は消極的に不適正処理に協力している土地の所有者、管理者若しくは占有者や、不適正処理をあっ旋若しくは仲介したブローカー又は不適正処理を行った者に対して資金提供を行った者等が該当し、「その他の場所」とは、具体的には、例えば、コンテナ、航空機等が該当します。

16 主な罰則

16.1 廃棄物処理法

法第 25 条：5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
5	措置命令違反	第 19 条の 5 第 1 項 第 19 条の 6 第 1 項	産業廃棄物の処分者等あるいは、産業廃棄物の排出事業者等が、生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令に従わなかった場合
6	処理委託の規定に違反して他人に委託した者	第 12 条第 5 項 第 12 条の 2 第 5 項	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託した者
8	産業廃棄物処理施設無許可設置違反	第 15 条第 1 項	産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった者
9	産業廃棄物処理施設許可の不正取得	第 15 条第 1 項	不正の手段により産業廃棄物処理施設の許可を受けた者
10	産業廃棄物処理施設無許可変更違反	第 15 条の 2 の 6 第 1 項	産業廃棄物処理施設の変更(第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号に掲げる事項の変更)に当たって許可を受けなかった者
12	産業廃棄物を確認を受けずに輸出した者	第 15 条の 4 の 7 第 1 項	環境大臣の確認を受けないで産業廃棄物を輸出した者
13	処理委託の規定に違反して受託した者	第 14 条第 15 項 第 14 条の 4 第 15 項	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者が受託した場合
14	投棄禁止違反	第 16 条	廃棄物をみだりに捨てた者又は未遂の者
15	廃棄物の焼却の禁止	第 16 条の 2	規定に違反して焼却をした者又は未遂の者
16	指定有害廃棄物の処理の禁止	第 16 条の 3	指定有害廃棄物を規定に違反して保管、収集、運搬又は処分を行った者

法第 26 条：3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
1	委託基準違反	第 12 条第 6 項 第 12 条の 2 第 6 項 第 14 条第 16 項 第 14 条の 4 第 16 項	事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合
2	改善命令違反	第 15 条の 2 の 7 第 19 条の 3	改善命令に従わなかった場合
3	産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた者	第 15 条の 4	産業廃棄物処理施設を規定に違反して譲り受け又は借り受けた者
4	国外廃棄物の無許可輸入の禁止	第 15 条の 4 の 5 第 1 項	廃棄物(航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。)を環境大臣の許可を受けずに輸入した者
5	輸入廃棄物の許可における条件違反	第 15 条の 4 の 5 第 4 項	法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の規定により許可に付せられた生活環境の保全上必要な条件に違反した者
6	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者	第 16 条 第 16 条の 2	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

法第 27 条：2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金、又はこの併科

	違反事項	違反条文	説明
	無確認輸出の予備	第 15 条の 4 の 7 第 1 項	環境大臣の確認を受けないで産業廃棄物を輸出する目的でその予備をした者

法第 27 条の 2 : 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説 明
1	管理票を交付せず、規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第 12 条の 3 第 1 項	管理票を交付せず、第 12 条の 3 第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
5	管理票の写しの保存義務違反	第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項、第 10 項	管理票の写しを保存しなかった者
6	管理票に虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第 12 条の 4 第 1 項	虚偽の記載をして管理票を交付した収集運搬業者及び処分業者
7	管理票未受理の産業廃棄物の引受け違反	第 12 条の 4 第 2 項	管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者又は処分受託者
9	電子情報処理組織使用への虚偽の登録違反	第 12 条の 5 第 1 項、第 2 項	第 12 条の 5 第 1 項又は第 2 項（第 15 条の 4 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
10	電子情報処理組織使用の運搬又は処分受託者が運搬又は処分（最終処分も含む。）の終了したときの未報告違反等	第 12 条の 5 第 3 項 第 12 条の 5 第 4 項	電子情報処理組織使用の処理受託者が運搬又は処分（最終処分も含む。）の終了したときに報告しない場合の運搬受託者又は処分受託者、または処分受託者が最終処分が終了した旨の報告をしない、若しくは虚偽の報告をした場合の処分受託者
11	勸告命令違反	第 12 条の 6 第 3 項	管理票及び電子マニフェストに関して出された措置命令に違反した場合

法第 29 条 : 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説 明
1	産業廃棄物処理施設の欠格用件に係る届出義務違反 事業場外保管届出義務違反	第 15 条の 2 の 6 第 3 項 第 12 条第 3 項 第 12 の 2 第 3 項	産業廃棄物処理施設の許可に係る欠格用件に該当するに至ったときの届出義務違反 事業場外保管をした旨を都道府県知事に届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2	産業廃棄物処理施設使用開始前及び変更時受検義務違反	第 15 条の 2 第 5 項 第 15 条の 2 の 6 第 2 項	産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した者
7	事故時の措置命令違反	第 21 条の 2 第 2 項	特定処理施設設置者が第 21 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した場合

法第 30 条 : 30 万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説 明
1	帳簿備付け保存等義務違反	第 12 条第 13 項 第 12 条の 2 第 14 項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業者又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者が帳簿を備えず、記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は規定に違反して帳簿を保存しなかった場合
2	産業廃棄物処理施設廃止等、産業廃棄物最終処分場埋立終了届出、相続届出義務違反	第 15 条の 2 の 6 第 3 項 第 15 条の 4	産業廃棄物処理施設の廃止、休止、再開の届出、産業廃棄物最終処分場の埋立終了の届出、産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず又は虚偽の届出をした者
4	産業廃棄物処理施設の記録義務違反	第 15 条の 2 の 4	産業廃棄物処理施設の設置者が、許可を受けた産業廃棄物処理施設について、規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった場合
5	産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	第 12 条第 8 項 第 12 条の 2 第 8 項	事業者が産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった場合
6	報告違反	第 18 条	事業者が求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合
7	立入検査の拒否・妨害・忌避	第 19 条第 1 項 第 19 条第 2 項	廃棄物を輸出入する者及び事業者等に関し、職員の行う立入検査若しくは取去に対して拒否、妨害、忌避した者
8	技術管理者設置義務違反	第 21 条第 1 項	産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった者

法第32条：

法人の代表者、法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の表中の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の表中に掲げる罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項	3億円以下の罰金
第25条第1項（前号の場合を除く。）、第26条、第27条、第27条の2、第28条第2号、第29条又は第30条	各本条の罰金刑

法第33条：20万円以下の過料

号	違反事項	違反条文	説明
1	事業場外保管（非常災害のための応急措置として行う場合等）届出義務違反	第12条第4項 第12条の2第4項	事業場外保管をした旨を都道府県知事に届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2	多量排出事業者の処理計画未提出違反	第12条第9項 第12条の2第10項	廃棄物の減量その他その処理に関する計画を都道府県知事に提出せず、又は虚偽の提出をした者
3	多量排出事業者の実施状況未報告違反	第12条第10項 第12条の2第11項	前項の計画の実施の状況について都道府県知事に報告せず、又は虚偽の報告をした者

法第34条：10万円以下の過料

名称使用禁止違反	第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という文字を名称中に用いた者
----------	-----------	---------------------------------

16.2 PCB特別措置法

PCB特措法第33条：3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
1	改善命令違反	第12条第1項	事業者等が改善命令に従わなかった場合
2	譲渡し及び譲受けの違反	第17条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた場合（環境省令で定める場合を除く。）

PCB特措法第34条：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説明
1	様式第一号、四号、六号の届出義務違反及び虚偽の届出	第8条第1項（第15条において準用する場合、19条において読み替えて準用する場合を含む。）、第10条第2項（第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）	保管事業者等が該当の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
2	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所移動に関する違反	第8条第2項	保管事業者等がポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所を変更した場合（環境省令で定める場合を除く。）
3	特例処分期限日に係る虚偽の届出	第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号	事業者等が虚偽の届出をした場合

PCB特措法第35条：30万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説明
1	相続、合併又は分割の届出義務違反	第16条第2項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）	相続、合併又は分割があり、事業者等の地位を承継した者が届出をせず又は虚偽の届出をした場合
2	報告義務違反	第24条	事業者等がポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管又は処分に関し、報告をせず又は虚偽の報告をした場合
3	立入検査の拒否・妨害・忌避	第25条第1項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管又は処分に関し、帳簿その他の物件の検査又は試験の用に供する廃棄物の無償の取去に対して、拒否、妨害、忌避した場合

PCB特措法第36条：

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

17 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 324 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

平成 30 年 4 月 25 日

横浜市長 林 文子

第 1 横浜市の焼却施設で処分する産業廃棄物

種類	1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 その他特に市長が適当と認めたもの
量	1 1 日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、1 及び 2 の規定によらないものとする。
形状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、市長の指示に従い適切な形状等にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の焼却施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者
備考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

第 2 横浜市の最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	1 燃え殻 2 汚泥 3 鋳さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 6 ゴムくず 7 金属くず 8 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） 9 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 10 その他特に市長が適当と認めたもの ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
形状等	1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）が付着し、又は混入されていないもの 6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7 中空の状態でないもの 8 燃え殻については、熱しゃく減量 15 パーセント以下であって、*別表に示す判定基

	<p>準に適合するもの。粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</p> <p>9 汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、*別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 パーセント以下にしたもので、*別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</p> <p>10 鉱さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、*別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、*別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</p> <p>13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</p> <p>14 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの</p> <p>15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであつて、*別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、*別表に示す判定基準に適合するもの</p>
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の見終処分場へ搬入することについて、あらかじめ市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う産業廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

*南本牧第 5 ブロック産業廃棄物最終処分場における燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん等の受入れの判定基準及び処分料金については、「南本牧第 5 ブロック産業廃棄物最終処分場 利用の手引」(別冊)を参照してください。

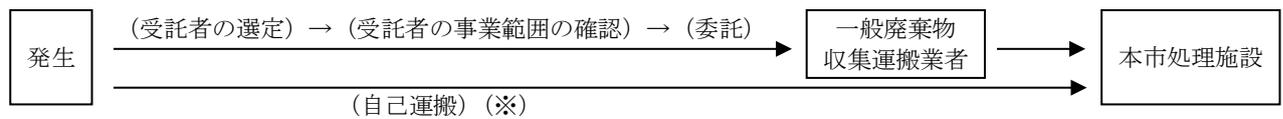
(参考)【南本牧第 5 ブロック産業廃棄物最終処分場埋立処分費用】

	産業廃棄物の種類	処分費用 (単価)
管理型 産業廃棄物	燃え殻	1 キログラムにつき 15 円 50 銭
	鉱さい	
	ばいじん	
	その他管理型 (廃石膏ボード等)	
	汚泥	
安定型 産業廃棄物	建設汚泥以外	1 キログラムにつき 13 円
	建設汚泥	
	廃プラスチック類	
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	がれき類	

18 事業系一般廃棄物について

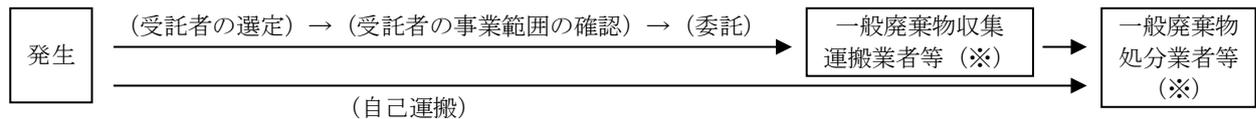
18.1 事業系一般廃棄物の処理フロー

18.1.1 横浜市の施設で処分する場合



(※) 本市の処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ届出が必要です。(市条例第 36 条)

18.1.2 一般廃棄物処分業者等に処分委託（再生を含む。）する場合



(※) 特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合には、あらかじめ次の事項を文書で受託者に通知する必要があります。(規第 1 条の 19)

- ・ 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ・ 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

18.2 事業者の責務（市条例第 4 条）

事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければなりません。

18.3 大規模建築物の所有者等の責務

18.3.1 事業用大規模建築物（市規則第 6 条）

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
- (2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上(同一敷地内に 2 以上の建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。))がある場合にあつては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が 3,000 平方メートル以上)の建築物

18.3.2 大規模建築物の所有者の義務（市条例第 18 条第 1 項）

事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければなりません。

また、以下の事項が必要です。

- (1) 減量化・資源化等計画書の提出（毎年 1 回及び変更時）（市条例第 19 条）
- (2) 廃棄物管理責任者の選任、届出（選任時及び変更時）（市条例第 20 条）

18.3.3 大規模建築物の占有者（市条例第 18 条第 2 項）

事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければなりません。

18.3.4 大規模建築物の建築者の責務（市条例第 31 条、第 32 条）

事業用大規模建築物を建設しようとする者は、その建築物又は建築物の敷地内に規則で定める基準に従い、事業系廃棄物及び再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所を設置しなければなりません。また、その保管場所について、あらかじめ市長に届け出なければなりません。

18.4 事業系一般廃棄物管理票（市条例第 37 条）

大規模建築物所有者のうち、常時 1 日平均 100 キログラム以上の一般廃棄物を排出する者が一般廃棄物収集運搬業者(以下「一廃運搬受託業者」という。)に委託して本市の処理施設で処分を行う場合には、当該一廃運搬受託業者に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければなりません。

【事業系一般廃棄物管理票の記載事項】（市規則第 19 条第 2 項）

- (1) 排出事業者の住所及び名称
- (2) 排出場所の住所及び名称
- (3) 事業系一般廃棄物管理票の交付年月日
- (4) 事業系一般廃棄物管理票を作成した者の氏名
- (5) 廃棄物の種類及び量
- (6) 処理業者の名称
- (7) その他市長が必要と認める事項

一廃運搬受託業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければなりません。

市長は、一廃運搬受託業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該一廃運搬受託業者に回付します。

【市長の記載事項】（市規則第 19 条第 3 項）

- (1) 事業系一般廃棄物を受け入れた処理施設の名称
- (2) 事業系一般廃棄物を受け入れた年月日

一廃運搬受託業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければなりません。

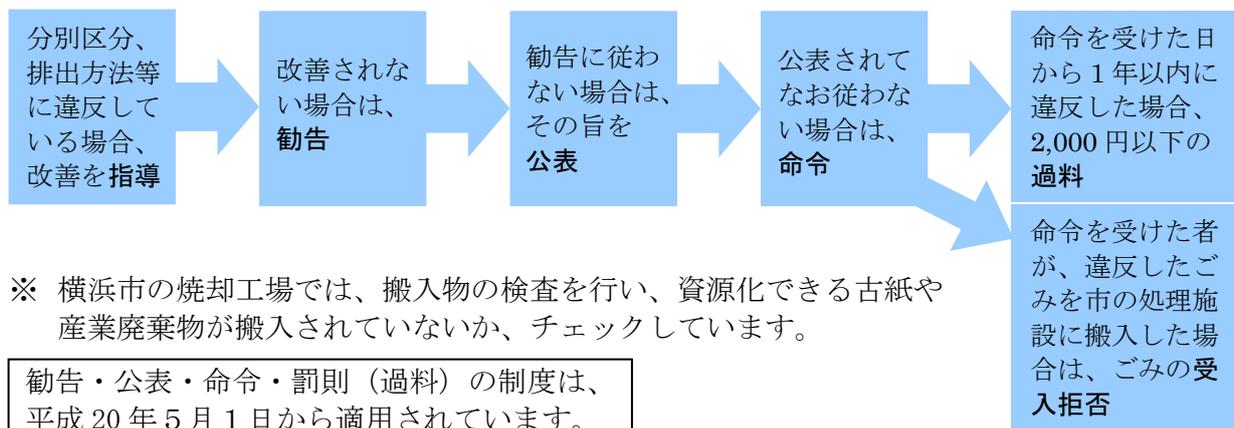
18.5 事業系ごみのルール違反に対する罰則（市条例第 25 条の 3、第 25 条の 3 の 3、第 25 条の 3 の 4、第 53 条第 3 項）

横浜市では、事業者に対して分別区分・排出方法に従って廃棄物を排出することを義務づけるとともに、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない事業者には改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円以下）を科すこととしています。

次の行為は禁止されています

- ① 資源化可能な古紙を分別せずに、焼却を行う一般廃棄物に混入させたまま排出する。
- ② 廃プラスチック類・金属くず等の産業廃棄物を、一般廃棄物に混入させたまま排出する。
- ③ 家庭ごみの集積場所に事業系廃棄物を排出する（市の制度で認められた場合を除く）。
- ④ 処理施設に廃棄物を自ら搬入する際、搬入不適物を混入させる。

※これらのルールは廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理実施計画で定められています。



※ 横浜市の焼却工場では、搬入物の検査を行い、資源化できる古紙や産業廃棄物が搬入されていないか、チェックしています。

勧告・公表・命令・罰則（過料）の制度は、平成 20 年 5 月 1 日から適用されています。

19 問合せ先

19.1 横浜市

資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎23階
	<u>減量推進係</u>
	電話 045-671-3818 (排出事業者指導) -2514 (発生抑制、リサイクル) -2513 (PCB)
	<u>管 理 係</u>
	電話 045-671-4090 (監視指導) -3446 (建設業指導・建設リサイクル)
	<u>処理業指導係</u>
	電話 045-671-2511
<u>処理施設指導係</u>	
電話 045-671-2515 (施設許可指導) 2547 (処分場許可指導、浄化槽管理指導)	

◆各区収集事務所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鶴見事務所	鶴見区小野町39	045-502-5383
神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	045-441-0871
西事務所	西区浜松町11-4	045-241-9773
中事務所	中区錦町11-2	045-621-6952
南事務所	南区睦町1-1-2	045-741-3077
港南事務所	港南区港南台8-4-41	045-832-0135
保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	045-742-3715
旭事務所	旭区白根2-8-1	045-953-4811
磯子事務所	磯子区新磯子町6	045-761-5331
金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	045-781-3375
港北事務所	港北区大豆戸町1238	045-541-1220
緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	045-983-7611
青葉事務所	青葉区市が尾町2039-1	045-975-0025
都筑事務所	都筑区平台27-2	045-941-7914
戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	045-824-2580
栄事務所	栄区上郷町1570-1	045-891-9200
泉事務所	泉区和泉町5874-14	045-803-5191
瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548-2	045-364-0561

19.2 国（環境省）

環境省（環境再生・資源循環局 廃棄物規制課） 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-3581-3351(代) FAX 03-3593-8264	
環境省 関東地方環境事務所 〒330-0516 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6番 電話 048-600-0516 FAX 048-600-0517	廃棄物の輸出入確認等

19.3 神奈川県内行政機関

神奈川県	環境農政局 環境部 資源循環推進課（県庁新庁舎） 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111(代) FAX 045-210-8847	地区県政総合センター所管区域の全域
	横須賀三浦地域県政総合センター環境部（県横須賀合同庁舎） 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 電話 046-823-0210(代) FAX 046-824-2459	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	県央地域県政総合センター環境部（県厚木合同庁舎） 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111(代) FAX 046-225-5218	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
	湘南地域県政総合センター環境部（県平塚合同庁舎） 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 電話 0463-22-2711(代) FAX 0463-24-3608	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	県西地域県政総合センター環境部（県小田原合同庁舎） 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 電話 0465-32-8000(代) FAX 0465-32-8111	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
川崎市 環境局生活環境部 廃棄物指導課（川崎市役所第3庁舎） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話 044-200-2581 FAX 044-200-3923	川崎市	
相模原市 環境経済局 廃棄物指導課（相模原市役所本館） 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042-769-8358 FAX 042-769-4445	相模原市	
横須賀市 環境部 廃棄物対策課（横須賀市役所分館） 〒238-8550 横須賀市小川町11 電話 046-822-8523 FAX 046-823-0865	横須賀市	

19.4 その他の団体

産業廃棄物	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2階 電話 045-681-2989 FAX 045-641-8114	<ul style="list-style-type: none"> ・業者紹介 ・特管責任者講習会の申込み ・マニフェスト販売
	一般社団法人神奈川県建設業協会 〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 電話 045-201-8451 FAX 045-201-2767	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系廃棄物マニフェスト販売
資源回収業者の団体	神奈川県資源回収商業協同組合 〒220-0023 横浜市西区平沼1-40-17 モンテバルデ横浜311号 電話 045-313-6100 FAX 045-313-6161	
	横浜市資源リサイクル事業協同組合 〒221-0054 横浜市神奈川区山内町13 電話 045-444-2531 FAX 045-444-2532	

資料

1. 廃棄物管理規程（例）
2. 感染性廃棄物等処理計画（例）
3. 産業廃棄物委託契約書（例）
 - (1)収集運搬契約書
 - (2)処分契約書
 - (3)収集運搬及び処分契約書
 - (4)廃棄物データシート（WDS）

廃棄物管理規程（例）

年 月 日制定
年 月 日改訂

第1条（目的）

本規程は、〇〇病院から発生する廃棄物を適正に処理するために必要な事項を定め、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、次の病院で生ずる廃棄物の発生から処分完了までの管理全体に適用する。

所在地：

病院名称：

第3条（定義）

この規程における用語の定義を以下のとおりとする。

- 1 廃棄物：産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物の総称
- 2 産業廃棄物：法第2条第4項及び同施行令第2条で定める産業廃棄物
- 3 特別管理産業廃棄物：法施行令第2条の4で定める産業廃棄物
- 4 特別管理一般廃棄物：法施行令第1条で定める一般廃棄物
- 5 感染性廃棄物：感染性産業廃棄物及び感染性一般廃棄物

第4条（処理の基本原則）

- 1 発生抑制等

廃棄物の発生の抑制及び廃棄物の資源化・再資源化に努める。

- 2 分別

廃棄物が発生した段階で、別表に従い分別する。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物を区分しない場合は、まとめて感染性産業廃棄物として取扱う。

- 3 表示

感染性廃棄物は、性状ごとに以下のバイオハザードマークをつけた容器に梱包・保管する。

ただし、(3)の容器が(1)及び(2)の性状等に耐えられる物である場合には、一括して(3)の容器に梱包・保管する。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 血液等液状又は泥状のもの | 赤のバイオハザードマーク表示の密閉容器 |
| (2) 固形状のもの | 橙のバイオハザードマークの二重ビニール袋 |
| (3) 鋭利な物 | 黄のバイオハザードマークの堅牢な容器 |

- 4 非感染性廃棄物の取り扱い

非感染性廃棄物は、非感染性であることやその種類等を記載した容器に保管する。

ただし、血液等が付着していない注射針やメスなど鋭利なものは、メカニカルハザードについて十分に配慮する必要があるため、感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

第5条（院長の責務）

院長は、医療廃棄物の適正な処理に関する業務を総括管理する。

第6条（特別管理産業廃棄物管理責任者）

- 1 感染性廃棄物の適正な処理を行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。
- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、院長が指名する。

第7条（特別管理産業廃棄物管理責任者の役割）

特別管理産業廃棄物管理責任者の役割を以下に定める。

- 1 院内各部署から発生する感染性廃棄物を適正かつ安全に処理し、二次感染の防止等に努めるために感染性廃棄物等処理計画を策定する。
- 2 病院内の廃棄物の発生状況や処理・処分状況を把握し、適正に処理されていることを確認する。

- 3 医師や看護師及び職員等に対し、廃棄物の適正処理に関して、必要な知識の周知に努める。
- 4 院長の承認を得て、本規程の改訂を行う。

第8条（感染性廃棄物等処理計画）

第7条1で策定する感染性廃棄物等処理計画は、次に定める事項を記載する。

- 1 感染性廃棄物の適正処理に係わる必要な管理組織
- 2 発生状況
- 3 分別方法
- 4 施設内の収集運搬方法
- 5 滅菌や消毒の方法（施設内で処理を行う場合に限る。）
- 6 梱包方法
- 7 保管方法
- 8 収集運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約書の写し（業者に委託する場合に限る。）
- 9 緊急時の関係者への連絡体制
- 10 その他、必要事項

（付則）

- 1 この規程に疑義が生じた場合は調整会議で決定する。また、必要に応じて改訂する。
- 2 研究用の試料など非定常的に排出される特殊な廃棄物については、関係部署と協議し、その結果を速やかに周知する。

一般廃棄物と産業廃棄物の区分と当院における分別表

	種類	分別	ごみ箱等
事業系 一般廃棄物	古紙	段ボール、新聞、雑誌、廃カルテ等	指定保管場所へ直接
		上記以外で再生紙として利用できる不用紙(紙パックなどミックスペーパー)	ビニール袋入り指定プラスチック製ごみ箱
	繊維くず	再生等利用が可能な繊維類(シーツ、タオル、白衣等衣類など)	ビニール袋入り指定プラスチック製ごみ箱
	燃やすごみ	使用したちり紙や使い古しの包帯などのリサイクルできない紙や繊維	ビニール袋入り指定プラスチック製ごみ箱
	木くず	木箱や剪定枝等	指定保管場所へ直接
	生ごみ	食品の食べ残し等	ビニール袋に入れ指定コンテナ
	感染性一般廃棄物	血液等が付着した包帯やガーゼ、脱脂綿、紙等	二重ビニール袋入り指定段ボールの箱
産業廃棄物	感染性産業廃棄物	血液等やそれらが付着した針やメスなどの金属くず、注射筒やチューブなどの廃プラスチック類、ガラスくず等	指定プラスチック製ごみ箱
	廃プラスチック類	ビニール包装紙や点滴パック、プラスチック容器、ペットボトル等	ビニール袋入り指定プラスチック製ごみ箱
		X線フィルム	指定保管場所へ直接
	金属くず	薬品缶、空き缶等	指定段ボール箱
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	アンプル、薬品ビン、シャーレ、空きビン等	指定段ボール箱
	廃酸	X線定着液、ホルマリン等	各々20Lポリ容器
	廃アルカリ	X線現像液等	20Lポリ容器
	廃油	動植物油(天ぷら油等)、鉱物油等	各々一斗缶
	複合廃棄物	乾電池、蛍光灯	指定保管場所へ直接
		廃試験・検査機器、ベッド、ソファ、ロッカー等	指定保管場所へ直接
冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等		その都度指定する保管場所に集荷	
その他	自動販売機から発生するペットボトルやビン、缶類は、自動販売機設置法人との契約書の内容に基づき、当該法人の産業廃棄物になるので当院の廃棄物とはならない。		

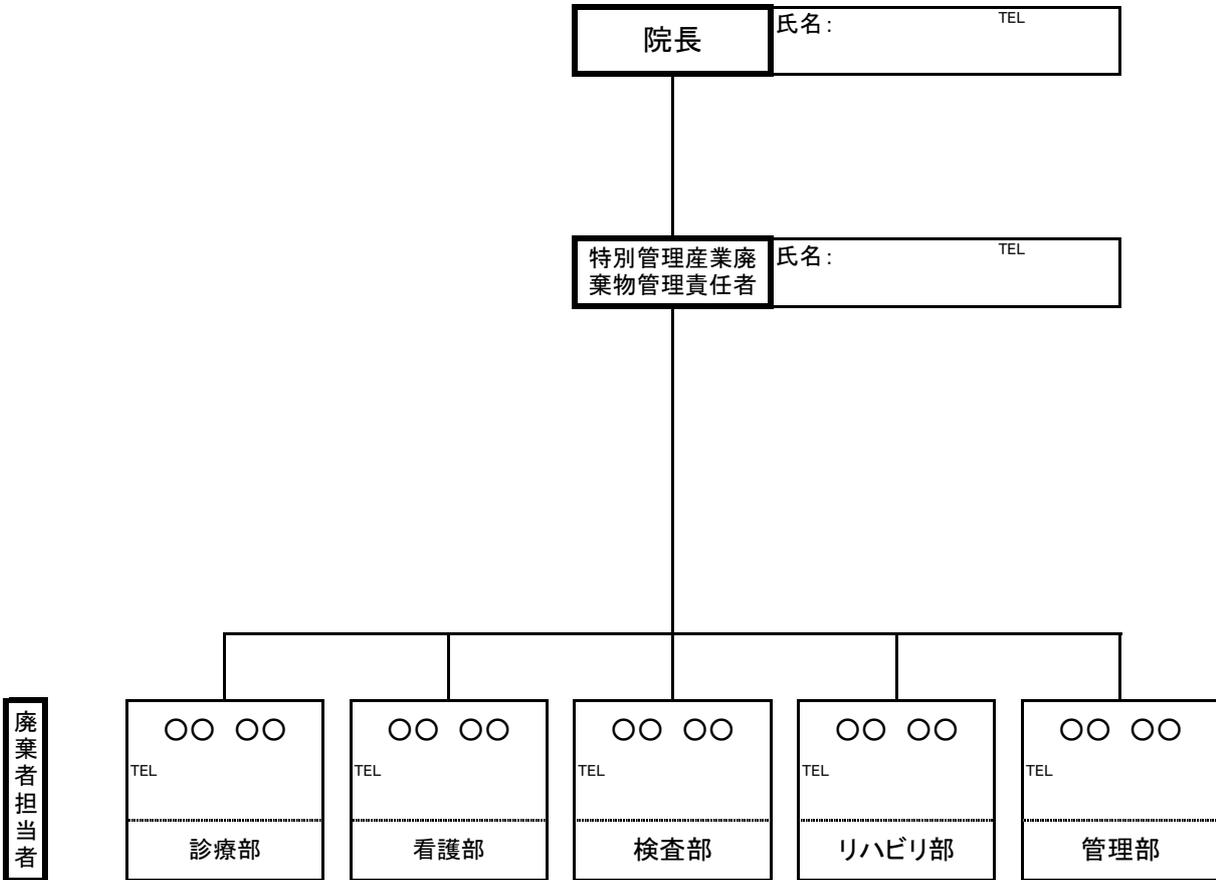
感染性廃棄物等処理計画（例）

本院が定める管理規程第6条(2)に基づき、院内で発生する感染性廃棄物の適正な処理を行うために、次のとおり令和〇〇年度の感染性廃棄物等処理計画を定める。

- 1 管理組織図
- 2 令和〇〇年度 感染性廃棄物等の処理計画表
- 3 廃棄物保管場所の位置図
- 4 緊急時の連絡体制

年 月 日

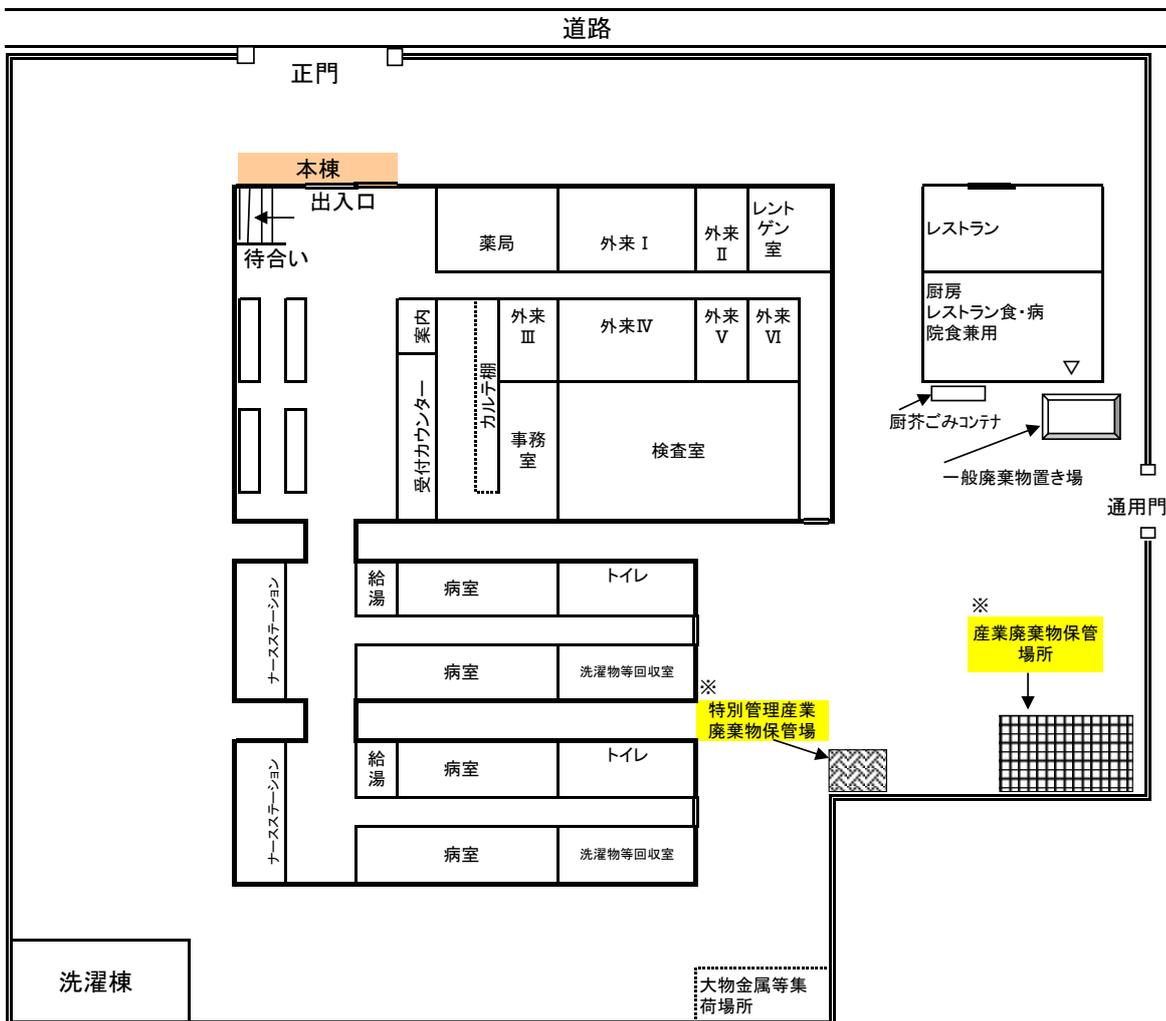
廃棄物管理組織（例）



令和〇〇年度 感染性廃棄物等の処理計画表

区分	分別方法		発生状況			梱包方法			施設内の収集運搬方法			保管場所	収集運搬業者	処分業者
	種類	性状等	発生施設	具体的な廃棄物名	発生量 (kg/年)	容器の種類	容器の表示	移動 荷姿	表示					
特別 管理 産業 廃棄物	感染性 廃棄物	固 形 状 の も の	検査室	血液等の付着した ガーゼ、手袋、点滴 セット(針なし)等	〇〇	50Lポリハカツのごみ 箱(二重ビニール袋内 装)	橙色ハイオハザード マーク	ごみ箱内抜き出し、二 重ビニール袋	橙色ハイオハザード マーク	特別管理産業廃棄物保管場所	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
				鋭利な もの	注射針、メス等	〇〇	20L白色樹脂製容器	黄色ハイオハザード マーク	20L容器を密閉				黄色ハイオハザード マーク	
産業 廃棄物	廃 ブ ラ ス チ ッ ク 類	ペット ボ ト ル	事務室	ペットボトル	〇〇	50Lポリハカツのごみ 箱(二重ビニール袋内 装)	ペットボトル	ごみ箱内抜き出し、ビ ニール袋	なし	産業廃棄物保管場所	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
		ペット 以 外 の ボ ト ル		ビニール袋、発泡ス チロール等	〇〇	50Lポリハカツのごみ 箱(二重ビニール袋内 装)	廃プラ	ごみ箱内抜き出し、ビ ニール袋	なし					

廃棄物保管場所の位置図



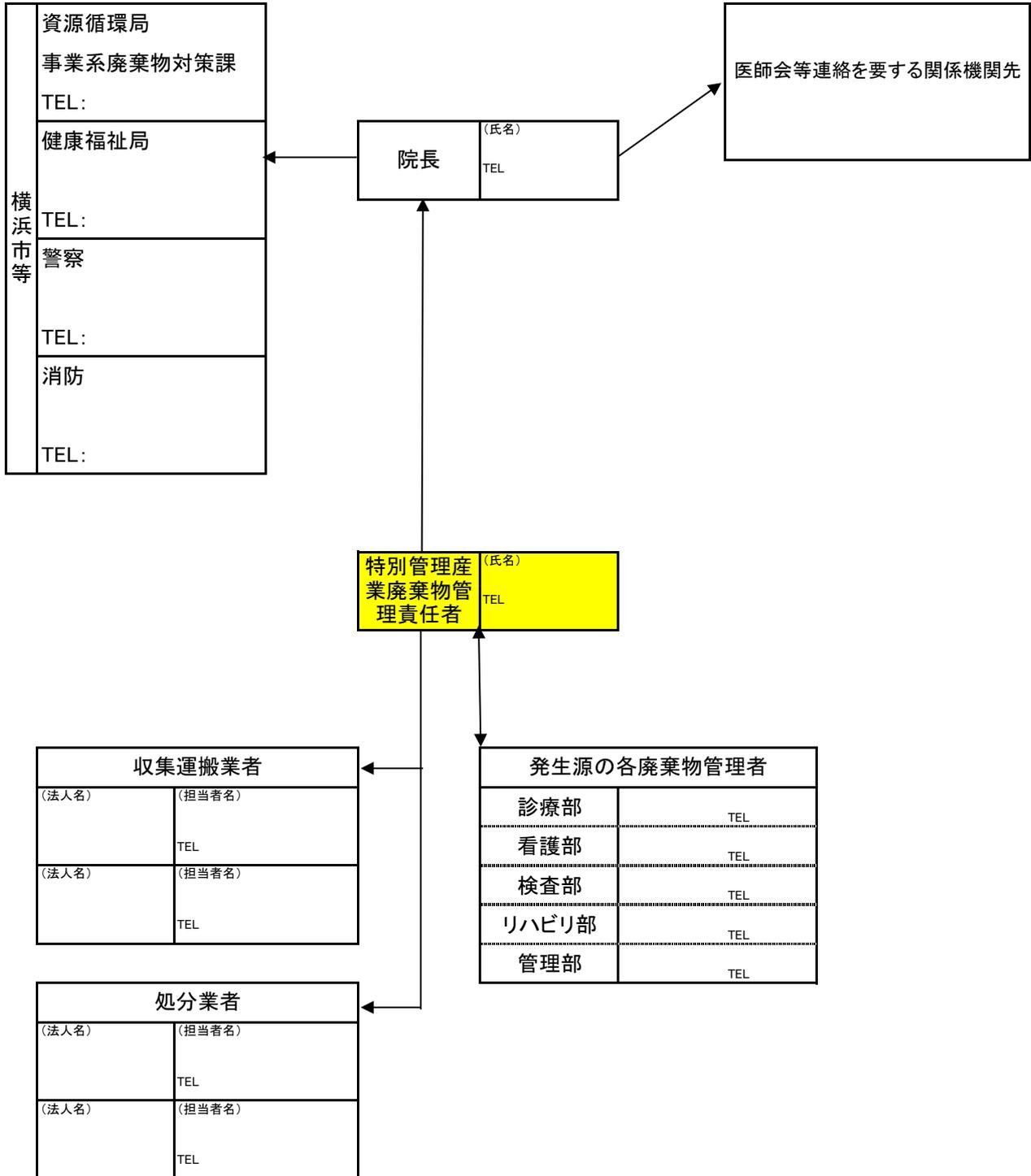
※産業廃棄物保管場所内の分別



※特別管理産業廃棄物保管場所内の分別



緊急時の連絡体制



産業廃棄物処理委託標準契約書（例）

内 容

- 標準様式1. 産業廃棄物収集・運搬委託契約書
- 標準様式2. 産業廃棄物処分委託契約書
- 標準様式3. 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書
- 添付資料. 廃棄物データシート（WDS）（必要に応じて契約書に添付すること。）

標準様式1～3

廃棄物処理法で要求されている記載事項とともに、法の遵守、当事者間の責任範囲、その範囲で問題が起こった際の対処行為、報酬の支払いに関する事項、法で要求している基準以上の事項等についても盛り込んでおります。

委託する処理内容に応じて、**収集・運搬の委託は標準様式1、処分の委託は標準様式2、収集・運搬及び処分の委託は標準様式3**の3種類があります。

記載箇所はアンダーライン、各表の空欄、契約期間及び甲乙各々の記名押印部分です。

記載の文章を取捨選択もしくは、記入欄を追加・変更したうえで利用してください。

添付資料

廃棄物データシート（WDS）は、処理業者に提供しなければならない廃棄物の情報をすべて盛り込めるようにしております。**必要事項を記入したうえで委託契約書に添付してください。**

なお、記入については、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>）「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照してください。

取扱い上のご注意

- 1 この標準様式は、産業廃棄物の処理委託を行う際に必要である委託契約書のひな形です。これらを参考に契約書を作成してください。
- 2 標準様式1～3の委託契約書中の条文中に①、②、③と番号が付されている場合は、個々の契約の実状に照らして適切な条文を選択して用いてください。また委託契約書には、選択した条文のみを記載し、それ以外を記載しないでください。
- 3 実際の契約の条件によっては、標準様式1第3条第4項、標準様式2第3条第4項及び、標準様式3第3条第4項を委託契約書に載せなくてもよい場合があります。
- 4 標準様式2又は標準様式3は、個々の最終処分場所（所在地）、方法及び処理能力の情報を特定及び管理するために、最終処分先に番号を記載してください。
- 5 標準様式3は、収集・運搬業務と処分業務を同一の産業廃棄物処理業者に委託する場合にのみ用いてください。
- 6 この標準契約書のマニフェストに係る条文は、複写式伝票によるマニフェストを使用した場合のもので、電子マニフェストを使用する場合には、所要の補正を行う必要があります。

*** この標準様式は、社団法人全国産業廃棄物連合会が作成した標準契約書をもとに作成したものです。**

標準様式 1 (収集・運搬)

産業廃棄物収集・運搬委託契約書

収 入
印 紙

排出事業者： (以下「甲」という。) と、
収集運搬業者： (以下「乙」という。) は、
甲の事業場： から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

(注) (法の遵守)
第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)
第2条 この事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲 (産廃)

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条数：	許可の条数：
許可番号：	許可番号：
(特管)	
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条数：	許可の条数：
許可番号：	許可番号：

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類				
数量				
単価				

※ 委託する産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物(工場の閉鎖、改築又は廃止に伴って生じた産業廃棄物)であって、石綿その重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別処理産業廃棄物である麻石綿等を除く。)が含まれる場合には、その旨を廃棄物の種類欄に記入する。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地へ搬入する。

氏名(住所)： _____
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条数： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所 在 地： _____

(注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択し、必要に応じて適宜修正すること)
4 ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の種類を、必要に応じて適宜修正すること。
② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の種類を、必要に応じて適宜修正すること。
期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において手選別が行われないこととする。

(注：②を選択した場合は、以下を記載すること)
積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____
積替保管施設の所在地： _____
積替保管施設の保管上限： _____

(適正処理に必要な情報の提供)
第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。
なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は、別紙「産業廃棄物データシート」(環境省の「産業廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)) (平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

表1 (注：支障がない場合は「無」を選択すること)

産業廃棄物の種類				
産業廃棄物の発生工程				
産業廃棄物の性状及び性状				
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格 JIS S 5015 号に規定する含有マークが付けられた廃製品に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品(産業廃棄物)の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有(はいじん)等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙に通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計画証明事務所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析結果を書面にて提示する。

産業廃棄物の種類	
提示する時期又は回数	

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物、その種み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ別の運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項に定める単価に基づき算出する。

2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等より相対となつたときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務についての消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だ完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物に關して、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方が運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づくこの業務を遂行する責任は免れられないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わせるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

第14条 (注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

① この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後と同様とする。

② この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

標準様式2 (処分用)

産業廃棄物処分委託契約書

収入
印紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、
 処分業者： _____ (以下「乙」という。)は、
 甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の処分について次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)
 第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)
 第2条 この事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲
 (産廃)
 許可都道府県・政令市： _____ (特管) 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業区分： _____ 事業区分： _____
 産業廃棄物の種類： _____ 産業廃棄物の種類： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	数量	単価

※ 引ける産廃物：石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産廃廃棄物であつて、石綿その重量の0.1%を思えて含有するもの。ただし、特別管理産廃物である廃石棉等を除く。）が含まれる場合には、その旨を産廃物の種類欄に記入する。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。
 事業場の名称： _____
 所在地： _____
 処分方法： _____
 施設の処理能力： _____

4 甲から委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
①				
②				
③				
④				

5 第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。
 氏名： _____ (法親にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住所： _____ 許可都道府県・政令市： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____ 許可の条件： _____

許可番号： _____ 許可番号： _____

(適正処理に必要な情報の提供)
 第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもってここに提供しなければならぬ。
 なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は、別紙「産業廃棄物データシート」(環境省の「産業廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)「平成25年6月」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

表1 (注：支障等がない場合は「無」を選択すること)

産業廃棄物の種類					
産業廃棄物の発生工程					
産業廃棄物の性状及び荷姿					
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格(C0950)号に規定する含有マークが付された産廃品に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有はいじん等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度を通知する。
 なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙に通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析結果を書面に乙に提示する。

産業廃棄物の種類	提示する時期又は回数

(甲乙の責任範囲)
 第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基盤にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不当となったときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれぞれによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物に関して、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対して当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者へ委託する費用をもって行わなければならない。

ロ 乙が他の業者へ委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

第14条 (注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

① この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間の 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

② この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

標準様式3 (収集・運搬及び処分用) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収入
印紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、
 収集運搬及び処分業者： _____ (以下「乙」という。)は、
 甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり
 契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するもの
 とする。

(委託内容)

第2条 この事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、
 本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、
 変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲
 (産廃)

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____ 事業範囲： _____
 許可の条数： _____ 許可の条数： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

◎処分に関する事業範囲
 (特管)

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業区分： _____ 事業区分： _____
 産業廃棄物の種類： _____ 産業廃棄物の種類： _____
 許可の条数： _____ 許可の条数： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

2 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬及び処分単価は、次のとおりと
 する。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類			
数量			
単価			

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類			
数量			
単価			

※ 委託する産業廃棄物(工作物の屑、改質又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿その重量の0.1%を超えて含有
 するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石棉等を除く。)が含まれる場合には、その旨を廃棄物の種類欄に記入する。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____

所在地： _____
 処分方法： _____
 施設の処理能力： _____

4 甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
①				
②				
③				
④				

(注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択し、必要に応じて適宜修正すること)

① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約
 期間内と確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物、他の安定型産業廃棄物と混合す
 ることがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において手選別は行わないこととする。

(注：②を選択した場合、以下を記載すること)

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。
 なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は、別紙「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の
 提供に関するガイドライン」(第2版)「平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとす
 る。

表1 (注：支障等がない場合は「無」を選択すること)

産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
産業廃棄物の発生工程				
産業廃棄物の性状 及び荷姿	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
腐敗、揮発等性状の変化に 関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等によ り生ずる支障	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格JIS C 950 号に規 定する含有マークが付され た廃棄品に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の 有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有(はいじん)等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 別紙

2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変
 更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の変更の旨を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や濃度等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項(正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする)。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内(以下に定める)とおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析結果を書面で乙に提示する。

産業廃棄物の種類	提示する時期又は回数		

(甲乙の責任範囲)
第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その種み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(甲委託の禁止)
第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(業務の譲渡等)
第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)
第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書(書、収集・運搬業務については、それぞれ別の運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる)。

(業務の一時停止)
第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)
第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第3項等により不相当となったときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許可を得なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡された産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の業務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の業務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物に関して、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることができるとを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の業務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づくこの業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

第14条 (注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

① この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがなければならない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

② この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するためには本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	所属	記入者	
		所在地	担当者		
				TEL	
				FAX	
2	廃棄物の名称				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分	MSDSがある場合、CAS No.		
		他			
		<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成) ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()			
		※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)			
5	特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()			
		届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。			
7	水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン			
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブromokクロロメタン、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
8	その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 ()	塩素 ()	臭素 ()	
		ヨウ素 ()	フッ素 ()	炭酸 ()	
		硝酸 ()	亜鉛 ()	ニッケル ()	
		銅 ()	アルミ ()	アンモニア ()	
		ホウ素 ()	その他 ()		

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 **〇〇年〇〇月〇〇日**

記入者 **馬車道 一郎**

1 排出事業者	名称	〇〇倉庫A棟アスベスト除去工事			所属	〇〇建設(株)〇〇部〇〇課		
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇〇			担当者	馬車道 一郎	TEL	***-***-****
				FAX	***-***-****			
2 廃棄物の名称	耐火被覆材(廃石綿等)							
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	主成分							MSDSがある場合、CAS No.
	他							
		・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。						
4 廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()							
	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)							
5 特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)							
	6 PRTR対象物質	届出事業所 (該当・ 非該当)、委託する廃棄物の該当・ 非該当 (該当 ・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 石綿						
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)							
	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン							
	生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン、ブromoホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)							
8 その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 (×)							

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input checked="" type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(×) 臭い(×) 色(×) 比重(×) pH(×) 沸点(×) 融点(×) 発熱量(×) 粘度(×) 水分(×)
11	品質安定性	経時変化(有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他(二重袋詰め)
14	排出頻度 数量	頻度(スポット ・継続予定) (〇〇) kg <input checked="" type="checkbox"/> t・ <input type="checkbox"/> kg・m ³ ・本・缶・袋・個 / 年 <input checked="" type="checkbox"/> 月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等 ・マスク着用のこと。 ・他の廃棄物と混合せず、直接最終処分場で処分すること。

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 サンプル無 ・ 写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
1	〇〇年 〇〇月〇〇日	〇〇課 馬車道 一郎	〇〇株式会社 〇〇 〇〇	〇〇株式会社で収集運搬

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

申請・届出・報告・様式

横浜市事業系廃棄物対策課ホームページアドレス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html> (様式集 届出書・申請書等)

	申請・届出・報告・様式	対象事業者	提出期限	本冊子	市HP	
廃棄物処理法	管理票交付者	産業廃棄物管理票 (規第8条の21)	産業廃棄物を排出する事業場の事業者		○	
		産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (規第8条の27)	産業廃棄物を排出する事業場の事業者	毎年6月30日まで	○	○
		措置内容等報告書 (規第8条の29)	管理票交付者	返却期が経過した日から30日以内	○	○
		措置内容等報告書 (規第8条の38)	電子情報処理組織使用事業者	返却期が経過した日から30日以内	○	○
	多量排出事業者関係	産業廃棄物処理計画書 (規第8条の4の5)	前年度の産業廃棄物発生量が、1,000t以上の事業場(所)を有する事業者	毎年6月30日まで		
		産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (規第8条の4の6)	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年6月30日まで		
		特別管理産業廃棄物処理計画書 (規第8条の17の2)	前年度の特別管理産業廃棄物発生量が、50t以上の事業場(所)を有する事業者	毎年6月30日まで		○
		特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (規第8条の17の3)	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年6月30日まで		
	法定施設関係	産業廃棄物処理施設設置許可申請書 (規第11条)	産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者			
		産業廃棄物処理施設変更許可申請書 (規第12条の9)	産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者			
産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書 (規第12条の11の4)		処理施設の許可を受けた者から施設を譲り受け、又は借り受けようとする者				
合併・分割認可申請書 (規第12条の11の5)		許可施設設置者である法人の合併、分割により許可施設を承継する者(許可施設設置者である法人と設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。)				
相続届出書 (規第12条の12)		許可施設設置者について相続があったときの相続人				
PCB特措法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書 (PCB特措法規9条、第20条及び第27条)	PCB廃棄物保管事業者	毎年6月30日まで		○	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書 (PCB特措法規第10条第2項、第11条、第21条及び第28条)	PCB廃棄物の保管事業場を変更した事業者	変更後10日以内		○	
	承継届出書 (PCB特措法規第25条及び第35条)	PCB廃棄物を保管する事業者で、相続、合併又は分割により事業者の地位を承継した者	承継があった日から30日以内		○	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書 (PCB特措法規第13条、第23条及び第31条)	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全ての低濃度PCB廃棄物又は全てのPCB使用製品の使用を中止した者	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全ての低濃度PCB廃棄物の処分を他人に委託した日(処分に係る契約の締結日)又は高濃度PCB使用製品の使用を中止した日から20日以内		○	
市規則	産業廃棄物処理施設維持管理等状況報告書 (市規則第36条)	産業廃棄物処理施設の設置者又は管理者(焼却施設、最終処分場に限る)	焼却施設は6ヶ月毎、最終処分場は3ヶ月ごと			
	産業廃棄物排出事業所届出書 (市規則第40条第1項)	1 産業廃棄物を排出する全ての事業者(工作物の新築等(注)を除く。)	事業を開始した日から14日以内			
		2 工作物の新築、改築又は除去を行う事業者にあつては、次に掲げる産業廃棄物を排出する事業者に限る。 (1) 特別管理産業廃棄物、(2) 石綿含有産業廃棄物(石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築等に伴って生じたもの。)	当該工作物の新築等に着手する日の7日前まで	○	○	
	産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書 (市規則第40条第2項)	法人名、特別管理産業廃棄物管理責任者等、産業廃棄物排出事業所届出書の届出事項を変更又は、事業所を廃止した事業者	事業所を廃止し、又は届出事項に変更を生じたときは、その日から14日以内	○	○	
	産業廃棄物排出状況報告書 (市規則第40条第3項、第4項)	1 工作物の新築等で第1項(産業廃棄物排出事業所届出書)の提出した事業者	産業廃棄物のすべての処分を確認した日から30日以内	○	○	
2 産業廃棄物を排出する事業者		請求があつたときその都度				

様式第二号の十五 (第八条の二十一関係)

産 業 廃 棄 物 管 理 票					
交付年月日	年 月 日 交付番号				
事 業 者	氏名又は名称				
	住所 下 電話番号				
産業廃棄物	種類				
	数量 荷姿				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)				
最終処分の場所	所在地				
運搬受託者	氏名又は名称				
	住所 下 電話番号				
処分受託者	氏名又は名称				
	住所 下 電話番号				
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 (印)	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量
	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 (印)	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日
最終処分を行った場所	所在地				

(記載上の注意)

1. 日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白には斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

横浜市長

報告者

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種						
事業場の所在地								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運 搬 先 の 住 所	処分受託者の 氏名又は名称	処 分 場 所 の 住 所
1								
2								
3								
4								

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に右締含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について右締含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

／ ページ

事業場の名称											
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所		
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											

備考

- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
- 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
- ページ数欄には、該当ページ数／総ページ数を記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（〇〇年度）

〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市市長

※〇数字は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書について」ページの「記載上の注意事項」説明文の番号です。

報告者②

住所 横浜市△〇区××2-2

氏名 株式会社〇×製作所 代表取締役 〇×□△

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 045(〇〇×)〇〇××

押印
不要

③ 産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。ただし、短期間の事業場（工事現場等）については、代表工事現場又は本報告を管轄する支店等（本報告の取りまとめ部署）を記入してください。

① 報告対象年度（前年度）を記入してください。

④ 日本標準産業分類における事業区物（中分類）を記入してください。

⑤ 産業廃棄物の種類ごと、委託先ごとに記入してください。

産業廃棄物の処理 届出に関する法律第12条の7の規定に基づき、△△年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場	株式会社 〇×製作所 第一工場	業種④	非鉄金属製造業						
事業場の所在地③	横浜市◇◇区◇◇1-3	電話番号③	045(×××)〇〇××						
⑦ 控えと戻り票（A～E票）の1セットを1枚として数えてください。									
番号⑤	産業廃棄物の種類⑥	排出量(t)⑦	管理票の交付枚数⑧	再委託者の許可番号⑧	運搬受託者の氏名又は名称⑧	運搬先の住所⑧	処分受託者の許可番号⑨	処分受託者の氏名又は名称⑨	処分場所の住所⑨
1	廃油（揮発性）	15	12	14△××〇〇〇〇〇	〇〇産業㈱	横浜市〇〇区〇〇1-1	56▽××〇〇〇〇〇	〇〇産業㈱	
2	廃油	52.01	20	同上	同上	同上	同上	同上	
3	廃酸（強酸）	3.578	3	14△×〇〇〇〇〇〇〇	〇×運送㈱	川崎市△×区□□2	57□△××〇〇〇×	㈱□□	
4	廃プラスチック	188.2	36	同上	同上	横須賀市芦名3-	神奈川県管のため許可番号なし	かながわ環境整備センター	

⑨ 通常は、⑧運搬先の住所=⑨処分場所の住所だと思いますので、その場合、この欄の記入は不要です。

⑧ マニフェストの「運搬先の事業場」欄の所在地を記入してください。
※運搬受託者の住所ではありません。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これら各事業場の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当するものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

別紙

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

別紙の通し番号と総ページ数を記入してください。

1 / 1 ページ

事業場の名称	株式会社 〇×製作所 第一工場								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	金属くず	1.2	1	14〇×〇〇〇〇〇〇〇	〇〇サービス㈱ (再委託)				(有価売却のため処分なし)
6	金属くず	0.5	50	14〇×〇〇〇〇〇〇〇	〇〇運送㈱				(有価売却のため処分なし)
7	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0.21	3	56〇×××〇〇〇〇〇	〇〇運送㈱ (区間委託1)	横浜市〇×区△1-2			⑧ 区間委託を行った場合は積替え保管場所を記入してください。
				××〇×××1234	□□環境㈱ (区間委託2)	〇〇県××郡〇〇町1-3	〇〇〇××〇5678	〇〇興業㈱	
8	蛍光灯（金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）（水銀使用製品産業廃棄物）	0.01	1	56〇×▽〇〇〇〇〇〇〇	〇〇リサイクル㈱	横浜市〇〇区△△1-21-3	56〇×〇〇〇〇〇〇〇	〇〇リサイクル㈱	
9	乾電池（金属くず、汚泥）	0.001	1	56〇×▽〇〇〇〇〇〇〇	〇〇リサイクル㈱	横浜市〇〇区△△1-21-3	56〇×〇〇〇〇〇〇〇	〇〇リサイクル㈱	

⑩ 再委託を行った場合は、実際に運搬した再受託者を記入してください。

⑥ 排出量は、小数点第3位（1kgまで）として報告してください。

⑧ 区間委託を行った場合は順路に沿って記入してください。

- 備考
- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用してください。
 - 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入してください。
 - ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載してください。

(日本産業規格 A列4番)

措 置 内 容 等 報 告 書		年 月 日
<p>横浜市長</p> <p style="text-align: center;">報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 29 の規定に基づき、次のとおり報告します。</p>		
管 理 票	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 種 類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 数 量		
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～⑤に該 当する場合にあつては、当該 事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 8 条の 28 に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 3 第 3 項から第 5 項まで又は第 12 条の 5 第 5 項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第 14 条第 13 項、第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 4 第 13 項又は第 14 条の 5 第 4 項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第 14 条の 3 の 2 第 3 項（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※ 運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のため に講じた措置の内容		

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

措置内容等報告書			
			年 月 日
<p>横浜市長</p> <p style="text-align: center;">報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。</p>			
登録内容	引渡し年月日		
	登録年月日	登録番号	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称		
	住 所		
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法			
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容			

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
 - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
 - ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 - ④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第四号 (第八条の二十九関係)

(表面)

横浜市長 横浜市〇〇区△△町××番地□□ 報告者 住所 横浜市〇〇区△△町××番地□□ 氏名 横〇〇〇〇 代表取締役 関内花子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇		〇〇年〇〇月〇〇日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	交付年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 (PCB汚染物) 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	変圧器 〇〇台 ・ コンデンサ一 〇〇台	
運搬又は処分を委託した事由の区分及び②～④に該当する場合は、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	□□□□株式会社
	住所	◇◇都〇〇区△△町××番地□□
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法	処理委託先の処理の進捗遅延	
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	施設内での速やかな処理を指示	

様式第五号 (第八条の三十八関係)

(表面)

横浜市長 横浜市〇〇区△△町××番地□□ 報告者 住所 横浜市〇〇区△△町××番地□□ 氏名 横〇〇〇〇 代表取締役 関内花子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇		〇〇年〇〇月〇〇日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。		
登録内容	引渡し年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 (PCB汚染物) 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	変圧器 〇〇台 ・ コンデンサ一 〇〇台	
運搬又は処分を委託した事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	□□□□株式会社
	住所	◇◇都〇〇区△△町××番地□□
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法	処理委託先での処理の進捗遅延	
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	施設内での速やかな処理を指示	

産業廃棄物排出事業所届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

(届出先)
横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名 (株)〇〇〇〇
代表取締役 関内 花子
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 045 (〇〇〇)〇〇〇〇

印は
不要です

次のとおり産業廃棄物を排出する事業所を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項の規定により届け出ます。

市内事業所 (市内建設現場)	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇番地〇																							
	フリガナ	カブ 〇〇〇〇	ダイイチコウジョウ	電話 045(〇〇〇)〇〇〇〇																					
	名称	(株)〇〇〇〇第一工場		FAX 045(〇〇〇)〇〇〇〇																					
資本金(建設工事の場合は元請負金額)		〇〇〇〇〇〇 円																							
従業員数		当該事業所 〇〇 人 (全体 約 〇 人)																							
事業所の業種		例: 電子部品製造業																							
業務内容		例: スピーカーの部品製造																							
当該事業所に設置する特定施設の種別及び番号		例: 65 酸またはアルカリによる表面処理施設																							
産業廃棄物担当者		職名	環境課主任	氏名	横浜 太郎																				
産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。)		<p>該当施設を有しない場合、記載の必要はありません。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 燃え殻</td> <td>2 汚泥</td> <td>3 廃油</td> <td>4 廃酸</td> </tr> <tr> <td>5 廃アルカリ</td> <td>6 廃プラスチック類</td> <td>7 紙くず</td> <td>8 木くず</td> </tr> <tr> <td>9 繊維くず</td> <td>10 動植物性残さ</td> <td>11 動物系固形不要物</td> <td>12 ゴムくず</td> </tr> <tr> <td>13 金属くず</td> <td>14 ガラス・セラミックス・陶磁器くず</td> <td>15 鉱さい</td> <td>16 がれき類</td> </tr> <tr> <td>17 家畜のふん尿</td> <td>18 家畜の死体</td> <td>19 ばいじん</td> <td>20 処分するために処理したもの</td> </tr> </table> <p>石綿含有産業廃棄物の有無 (有・無) () (() 内に上記1から20までのうちの該当番号を記入してください。)</p>				1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸	5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類	7 紙くず	8 木くず	9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず	13 金属くず	14 ガラス・セラミックス・陶磁器くず	15 鉱さい	16 がれき類	17 家畜のふん尿	18 家畜の死体	19 ばいじん	20 処分するために処理したもの
1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸																						
5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類	7 紙くず	8 木くず																						
9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず																						
13 金属くず	14 ガラス・セラミックス・陶磁器くず	15 鉱さい	16 がれき類																						
17 家畜のふん尿	18 家畜の死体	19 ばいじん	20 処分するために処理したもの																						
特別管理産業廃棄物管理責任者		職名	製造課主任	氏名	資源 さくら																				
特別管理産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。また、その他の場合は、具体的に記入してください。)		<table border="0"> <tr> <td>1 廃油</td> <td>2 廃酸</td> <td>3 廃アルカリ</td> </tr> <tr> <td>4 感染性産業廃棄物</td> <td>5 廃ポリ塩化ビフェニル等</td> <td>6 綿等</td> </tr> <tr> <td>7 その他 ()</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>下段の1~4を選択して記入してください。</p>				1 廃油	2 廃酸	3 廃アルカリ	4 感染性産業廃棄物	5 廃ポリ塩化ビフェニル等	6 綿等	7 その他 ()													
1 廃油	2 廃酸	3 廃アルカリ																							
4 感染性産業廃棄物	5 廃ポリ塩化ビフェニル等	6 綿等																							
7 その他 ()																									

工作物の新築、改築又は除去に伴い、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物(石綿を含有する建設資材の使用積積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)を排出する場合は、下欄に記入してください。

工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	発 注 者	
現場事務所所在地			
発 生	石綿含有	廃石綿等以外の	t
収集運搬業	製造業等の場合、この欄は記載不要です。		
中間処理業者	名 称		
最終処分業者	所在地 名 称		処分方法

※印の欄は、資格について次の該当番号を記入してください。

1 医師・歯科医師・看護師等の医療資格 2 学歴と実務経験の組合せ 3 実務経験 4 その他
(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード	入力日付	備考
--------	------	----

第45号様式(第40条第2項)

産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住所
氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

次のとおり産業廃棄物排出事業所を廃止 しましたので、横浜市廃棄物等の
の届出事項を変更

減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第2項の規定により届け出ます。

の排出事業所等	名称			
	所在地			
	担当者所属 氏名 電話 FAX	() ()		
変更内容	事項	変更前	変更後	
年廃止 月(変更) 日	年 月 日			
の廃止理由(変更)				

(注 意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード		入力日付		備考	
--------	--	------	--	----	--

(A4)

第45号様式(第40条第2項)

産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(届出先)
横浜市長

住所 横浜市〇〇区△△町■番地の△
氏名 (株)〇〇〇〇
代表取締役 関内 花子
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

印
不要

次のとおり産業廃棄物排出事業所を廃止
の届出事項を変更 しましたので、横浜市廃棄物等の
減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第2項の規定により届け出ます。

の排出事業所等	名称	(株) 〇〇〇〇第一工場		
	所在地	〒〇〇〇-△△△△ 横浜市□□区△△町〇〇番地の■		
	担当者所属氏名 電話番号 F A X	環境課 資源 さくら 045(000)1111 045(000)1112		
変更内容	事項	変更前	変更後	
	1. 特別管理産業廃棄物管理責任者の変更 2. 産業廃棄物担当者	馬車道 トオル 環境 守	横浜 太郎 (講習会終了) 資源 さくら	
年廃止月(変更)日	〇〇年 〇〇月 〇〇日			
の廃止理由(変更)	1. 前任者退職のため 2. 転勤のため			

(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード		入力日付		備考	
--------	--	------	--	----	--

(A4)

事業者コード	年度	従業員数
事業所の名称 所在地	業務内容	業種
記入者	電話	

住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

年 月 日から 年 月 日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により次のとおり報告します。

廃棄物名	発生源	発生量 [t]	事業所内中間処理		運搬者名	中間処理業者名		最終処分又は資源化・再利用		備考
			方法	残量 [t]		方法	名称 所在地 許可番号	方法	名称 所在地 許可番号	

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。

2 太枠内は、記入しないでください。

分類

(A4)

(報告先)
横浜市長

産業廃棄物排出状況報告書

事業所用 記載例

〇〇年 〇〇月 〇〇日



住所 横浜市〇〇区△△町■番地の△

氏名 (株)〇〇〇〇 代表取締役 関内花子
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇



事業者コード						年度	従業員数				
1	2	3	4	5	6	0	1			5	3
事業所の名称						(株)〇〇〇〇 横浜工場					
所在地						横浜市〇〇区△△町〇〇番地の■					
業務内容								業種			
スピーカーの部品製造								電子部品製造業			
記入者						電話					
横浜 太郎						045 (000) 1111					

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年△△月△△日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により次のとおり報告します。

廃棄物名	発生源	発生量 [t]	事業所内中間処理		運搬者名	中間処理		最終処分又は資源化・再利用		備考
			方法	残量 [t]		方法	処理業者名	方法	最終処分等業者名	
廃プラスチック	梱包	0.05			名称 XXサビス㈱ 所在地 東京都BBB 許可番号 5610XXXXXX	破砕	名称 XX樹脂工業 所在地 東京都BBB 許可番号 1320XXXXXX	樹脂原料	名称 同左 所在地 同左 許可番号	
金属くず	不良品	0.001			名称 XXサビス㈱ 所在地 東京都BBB 許可番号 5610XXXXXX	圧縮	名称 〇〇商事 所在地 川崎市KKK 許可番号 5720XXXXXX	鉄鋼原料	名称 スクラップ業者 所在地 スクラップ業者 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。
2 太枠内は、記入しないでください。

分類 (A4)

(報告先)
横浜市長

産業廃棄物排出状況報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日



住所 横浜市〇〇区△△町■番地の△

氏名 (株)〇〇〇〇 代表取締役 関内花子
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 045 (123) 4567



事業者コード						年度	従業員数				
1	2	3	4	5	6	0	1			5	3
事業所の名称						(株)〇〇〇〇 横浜工場					
所在地						横浜市〇〇区△△町〇〇番地の■					
業務内容								業種			
スピーカーの部品製造								電子部品製造業			
記入者						電話					
横浜 太郎						045 (000) 1111					

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年△△月△△日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により次のとおり報告します。

廃棄物名	発生源	発生量 [t]	事業所内中間処理		運搬者名	中間処理		最終処分又は資源化・再利用		備考
			方法	残量 [t]		方法	処理業者名	方法	最終処分等業者名	
特管廃油	洗浄	0.2			名称 (有)ww興業 所在地 川崎市XXXX 許可番号 1450XXXXXX	油水分離	名称 XX油脂㈱ 所在地 横浜市*** 許可番号 5670*****	再生	名称 同左 所在地 同左 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号	

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。
2 太枠内は、記入しないでください。

分類 (A4)

横浜市 資源循環局

事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 23F

電話 (045) 671-3818

FAX (045) 663-0125

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyutu.html>

令和5年10月発行